

機構との間の仕様書案等の修正経緯について（その１）

1 公示案

2/18 第 1 版 公 示	2/18 第 1 版に対する機構修正案（修正赤） 公 示	2/19 第 2 版（修正青）、最終版（修正緑） 公 示	修正案反映状況等
次のとおり、企画競争について公示します。 平成 26 年 2 月 19 日 厚生労働省職業能力開発局長 杉浦 信平 1 企画競争に付する事項 (1) 業務名 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務 (2) 業務の趣旨・内容 現下の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善が進んでいるが、引き続き、非正規雇用の労働者、就業経験の乏しい者やニートなど女性、若者等については、早期就職の実現や正社員化が大きな課題となっており、これらに早急に対応していく必要がある。 特に、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などを対象に、職業訓練機会を拡充するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO 法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。 このため、緊急人材育成・就職支援基金の短期集中特別訓練事業による職業訓練を積極的に推進するための業務を委託するものである。	次のとおり、企画競争について公示します。 平成 26 年 2 月 19 日 厚生労働省職業能力開発局長 杉浦 信平 1 企画競争に付する事項 (1) 業務名 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務 (2) 業務の趣旨・内容 現下の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善が進んでいるが、引き続き、非正規雇用の労働者、就業経験の乏しい者やニートなど女性、若者等については、早期就職の実現や正社員化が大きな課題となっており、これらに早急に対応していく必要がある。 特に、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などを対象に、職業訓練機会を拡充するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO 法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。 このため、緊急人材育成・就職支援基金の短期集中特別訓練事業による職業訓練を積極的に推進するための業務を委託するものである。	次のとおり、企画競争について公示します。 平成 26 年 2 月 19 日 厚生労働省職業能力開発局長 杉浦 信平 1 企画競争に付する事項 (1) 業務名 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務 (2) 業務の趣旨・内容 現下の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善が進んでいるが、引き続き、非正規雇用の労働者、就業経験の乏しい者やニートなど女性、若者等については、早期就職の実現や正社員化が大きな課題となっており、これらに早急に対応していく必要がある。 特に、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などを対象に、職業訓練機会を拡充するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO 法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。 このため、緊急人材育成・就職支援基金の短期集中特別訓練事業による職業訓練を積極的に推進するための業務を委託するものである。	

2/18 第 1 版	2/18 第 1 版に対する機構修正案 (修正赤)	2/19 第 2 版 (修正青)、最終版 (修正緑)	修正案反映状況等
2 参加資格に関する事項 (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。 (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。 (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。 なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和 3 年大蔵省令第 59 号) で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。 ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会 管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと (企画書提出時等において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。) ② 企画書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。 ③ 各都道府県に拠点を有していること。 ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。 ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確	2 参加資格に関する事項 (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。 (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。 (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。 なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和 3 年大蔵省令第 59 号) で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。 ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会 管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと (企画書提出時等において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。) ② 企画書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。 ③ 各都道府県に拠点を有していること。 ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。 ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確	2 参加資格に関する事項 (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。 (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。 (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。 なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和 3 年大蔵省令第 59 号) で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。 ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会 管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと (企画書提出時等において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。) ② 企画書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。 ③ 各都道府県に拠点を有していること。 ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。 ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確	

2/18 第1版	2/18 第1版に対する機構修正案 (修正赤)	2/19 第2版 (修正青)、最終版 (修正緑)	修正案反映状況等
な助言援助を行えること。 3 契約候補者の選定 「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書について評価を行い、契約候補者一人を選定する。 4 企画競争説明書（仕様書及び企画書募集要領）を交付する日時及び場所 (1) 日時 平成26年2月17日（月）～2月27日（木）までの土日祝日を除く17時まで (2) 場所 下記記載の「本件担当、連絡先」 なお、郵送等による発送は行わない。 5 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答 質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。 (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」 (2) 受付期間 平成26年2月27日（木）17時まで 6 企画競争に関する説明・相談会の開催 (1) 日時 平成26年2月26日（水）14時 (2) 場所 中央合同庁舎第5号館15階 厚生労働省職業能力開発局会議室 ※当日は、厚生労働省職業能力開発局開発能力開発課（15階入り口1505）へお越しください。 (3) 参加希望者は、2月24日（月）15時までに登録を行うこと。	な助言援助を行えること。 3 契約候補者の選定 「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書について評価を行い、契約候補者一人を選定する。 4 企画競争説明書（仕様書及び企画書募集要領）を交付する日時及び場所 (1) 日時 平成26年2月17-19日（月水） ①～2月27日（木）までの土日祝日を除く17時まで (2) 場所 下記記載の「本件担当、連絡先」 なお、郵送等による発送は行わない。 5 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答 質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。 (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」 (2) 受付期間 平成26年2月27日（木）17時まで 6 企画競争に関する説明・相談会の開催 (1) 日時 平成26年2月26日（水）14時 (2) 場所 中央合同庁舎第5号館15階 厚生労働省職業能力開発局会議室 ※当日は、厚生労働省職業能力開発局開発能力開発課（15階入り口1505）へお越しください。 (3) 参加希望者は、2月24日（月）15時までに登録を行うこと。	な助言援助を行えること。 3 契約候補者の選定 「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書について評価を行い、契約候補者一人を選定する。 4 企画競争説明書（仕様書及び企画書募集要領）を交付する日時及び場所 (1) 日時 平成26年2月19日（水）～2月27日（木）までの土日祝日を除く17時まで (2) 場所 下記記載の「本件担当、連絡先」 なお、郵送等による発送は行わない。 5 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答 質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。 (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」 (2) 受付期間 平成26年2月27日（木）17時まで 6 企画競争に関する説明・相談会の開催 (1) 日時 平成26年2月26日（水）10時 (2) 場所 中央合同庁舎第5号館15階 厚生労働省職業能力開発局会議室 ※当日は、厚生労働省職業能力開発局開発能力開発課（15階入り口1505）へお越しください。 (3) 参加希望者は、2月24日（月）15時までに登録を行うこと。	修正案反映状況等 機構修正案反映① (誤記修正)

2/18 第1版	2/18 第1版に対する機構修正案 (修正赤)	2/19 第2版 (修正青)、最終版 (修正緑)	修正案反映状況等
7 企画書等の提出期限等 (1) 提出期限 平成26年3月4日 (月) 12時 (2) 提出先 下記記載の「本件担当、連絡先」 (3) 提出方法 直接提出 (持参) とする。 8 企画書の無効 本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。 9 その他 詳細は、「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」による。 【本件担当、連絡先】 住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館15階 担 当：担 当：厚生労働省職業能力開発局能力開発課 計画認定係長 杉森 (すぎもり) 電 話：03-5253-1111 (内線 5929) FAX：03-3502-2630	7 企画書等の提出期限等 (1) 提出期限 平成26年3月4日 (月火) ② 12時 (2) 提出先 下記記載の「本件担当、連絡先」 (3) 提出方法 直接提出 (持参) とする。 8 企画書の無効 本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。 9 その他 詳細は、「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」による。 【本件担当、連絡先】 住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館15階 担 当：担 当：厚生労働省職業能力開発局能力開発課 計画認定係長 杉森 (すぎもり) 電 話：03-5253-1111 (内線 5929) FAX：03-3502-2630	7 企画書等の提出期限等 (1) 提出期限 平成26年3月4日 (火) 12時 (2) 提出先 下記記載の「本件担当、連絡先」 (3) 提出方法 直接提出 (持参) とする。 8 企画書の無効 本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。 9 その他 詳細は、「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」による。 【本件担当、連絡先】 住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館15階 担 当：担 当：厚生労働省職業能力開発局能力開発課 計画認定係長 杉森 (すぎもり) 電 話：03-5253-1111 (内線 5929) FAX：03-3502-2630	機構修正案反映② (誤記修正)

2 募集要領案

2/18 第1版	2/18 第1版に対する機構修正案（修正赤）	2/19 第2版（修正青）、第3版（修正緑）	機構修正案の反映状況等
短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領 1 総則 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。 2 業務内容 本短期集中特別訓練事業における訓練関連業務の内容は、別添「短期集中特別訓練事業における企画書作成のための仕様書」とおとしとする。 3 予算額 業務の予算額は、2,000,035 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。 4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。 (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。	短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領 1 総則 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。 2 業務内容 本短期集中特別訓練事業における訓練関連業務の内容は、別添「短期集中特別訓練事業における企画書作成のための仕様書」とおとしとする。 3 予算額 業務の予算額は、2,000,035 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。 4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。 (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。	短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領 1 総則 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。 2 業務内容 本短期集中特別訓練事業における訓練関連業務の内容は、別添「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書」とおとしとする。 3 予算額 業務の予算額は、2,000,035 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。 4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。 (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。	

コメント
金額については、修正する予定と
伺っていましたが、このままの
金額でよろしいのでしょうか。①

2/18 第1 版	2/18 第1 版に対する機構修正案（修正赤）	2/19 第2 版（修正青）、第3 版（修正緑）	機構修正案の反映状況等
（４）次に掲げるすべての事項に該当する者であること。 なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 3 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。 ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。） ② 企画書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。 ③ 各都道府県に拠点を有していること。 ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。 ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確な助言援助を行えること。 5 企画書募集に関する質問の受付及び回答 （１）受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」 なお、郵送等による発送は行わない。 （２）受付期間 平成 26 年 2 月 27 日（木）17 時まで （３）受付方法 FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。	（４）次に掲げるすべての事項に該当する者であること。 なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 3 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。 ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。） ② 企画書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。 ③ 各都道府県に拠点を有していること。 ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。 ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確な助言援助を行えること。 5 企画書募集に関する質問の受付及び回答 （１）受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」 なお、郵送等による発送は行わない。 （２）受付期間 平成 26 年 2 月 27 日（木）17 時まで （３）受付方法 FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。	（４）次に掲げるすべての事項に該当する者であること。 なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 3 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。 ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。） ② 企画書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。 ③ 各都道府県に拠点を有していること。 ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。 ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確な助言援助を行えること。 5 企画書募集に関する質問の受付及び回答 （１）受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」 なお、郵送等による発送は行わない。 （２）受付期間 平成 26 年 2 月 27 日（木）17 時まで （３）受付方法 FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。	

2/18 第1版	2/18 第1版に対する機構修正案 (修正赤)	2/19 第2版 (修正青)、第3版 (修正緑)	機構修正案の反映状況等
(4) 回答 平成26年2月28日(金)までに、企画競争参加者に対してFAXにて行う。 6 企画書等の提出書類、提出期限等 (1) 提出書類及び提出部数(書式自由) ① 企画競争参加申込書(参加資格を満たしていることを明記した誓約書) 1部 ② 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書 10部 ③ 経費内訳書(見積書) 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書 10部 ④ 提出者の概要(法人概要として代表者、役員及び従業員数・資本金等)が把握できる資料 10部 ⑤ 類似業務の実績がある場合は、その実績が把握できる資料 10部 ⑥ 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するための体制を把握できる資料(事業所設置場所、事業所数等) 10部 ⑦ 登記事項証明書(写) ⑧ 納税証明書 ⑨ 財務諸表(1年分) (2) 提出期限等 ① 提出期限 平成26年3月3日(月)15時 ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先 6 (1) に同じ	(4) 回答 平成26年2月28日(金)までに、企画競争参加者に対してFAXにて行う。 6 企画書等の提出書類、提出期限等 (1) 提出書類及び提出部数(書式自由) ① 企画競争参加申込書(参加資格を満たしていることを明記した誓約書) 1部 ② 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書 10部 ③ 経費内訳書(見積書) 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書 10部 ④ 提出者の概要(法人概要として代表者、役員及び従業員数・資本金等)が把握できる資料 10部 ⑤ 類似業務の実績がある場合は、その実績が把握できる資料 10部 ⑥ 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するための体制を把握できる資料(事業所設置場所、事業所数等) 10部 ⑦ 登記事項証明書②(写) ⑧ 納税証明書 ⑨ 財務諸表(1年分) (2) 提出期限等 ① 提出期限 平成26年3月3日(月)15時 ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先 6 (1) に同じ	(4) 回答 平成26年2月28日(金)までに、企画競争参加者に対してFAXにて行う。 6 企画書等の提出書類、提出期限等 (1) 提出書類及び提出部数(書式自由) ① 企画競争参加申込書(参加資格を満たしていることを明記した誓約書) 1部 ② 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書 10部 ③ 経費内訳書(見積書) 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書 10部 ④ 提出者の概要(法人概要として代表者、役員及び従業員数・資本金等)が把握できる資料 10部 ⑤ 類似業務の実績がある場合は、その実績が把握できる資料 10部 ⑥ 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するための体制を把握できる資料(事業所設置場所、事業所数等) 10部 ⑦ 登記事項証明書(写) ⑧ 納税証明書 ⑨ 財務諸表(1年分) (2) 提出期限等 ① 提出期限 平成26年3月4日(火)12時 ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先 6 (1) に同じ	機構修正案の反映状況等 機構修正案反映② (誤記修正) 機構修正案反映③ (誤記修正) 反映されず④

2/18 第1版	2/18 第1版に対する機構修正案 (修正赤)	2/19 第2版 (修正青)、第3版 (修正緑)	機構修正案の反映状況等
③ 提出方法 直接提出 (持参) とする。 ④ 提出に当たったの注意事項 ア 受付時間は、平日の10時から17時まで (最終日は15時まで) とする。 イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。 ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。 エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。 オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。 カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。 キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 7 評価の実施 (1) 契約担当役の定めた基準に基づき、提出された企画書等について当協会に設置する審査委員会において評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、契約候補者とする。 (2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。 8 契約の締結 評価結果通知後、双方で契約内容の確認をして、契約担当役は、委託の申入れ等必要な手続を行い、契約候補者から見積書を徴取し、内容の審査を十分に行って、契約を締結する。	③ 提出方法 直接提出 (持参) とする。 ④ 提出に当たったの注意事項 ア 受付時間は、平日の10時から17時まで (最終日は15時まで) とする。 イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。 ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。 エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。 オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。 カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。 キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 7 評価の実施 (1) 契約担当役の定めた基準に基づき、提出された企画書等について当協会に設置する審査委員会において評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、契約候補者とする。 (2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。 8 契約の締結 評価結果通知後、双方で契約内容の確認をして、契約担当役は、委託の申入れ等必要な手続を行い、契約候補者から見積書を徴取し、内容の審査を十分に行って、契約を締結する。	③ 提出方法 直接提出 (持参) とする。 ④ 提出に当たったの注意事項 ア 受付時間は、平日の10時から17時まで (最終日は12時まで) とする。 イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。 ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。 エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。 オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。 カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。 キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 7 事業実施候補者の選定 本要項に基づき提出された企画書等については、厚生労働省が設置する「短期集中特別訓練事業企画選定委員会」において、評価基準に基づく評価を行い、事業実施候補者として1者を選定の上、選定結果は企画書等の応募者に遅滞なく通知する。 8 契約の締結 上記7で選定した事業実施候補者に対して、評価結果通知を通知後、中央職業能力開発協会 (以下「協会」という。) において、契約の締結を行う。契約の締結にあたっては、協会と事業実施候補者	(誤記修正) 機構コメント反映⑤ (表記の適正化)

2/18 第1版	2/18 第1版に対する機構修正案（修正赤）	2/19 第2版（修正青）、第3版（修正緑）	機構修正案の反映状況等
9 その他 (1) 企画説明書に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 提出された経費内訳書については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することもあり得る。 【本件担当、連絡先】 住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館 15 階 担 当：厚生労働省職業能力開発局 能力開発課 計画認定係長 杉森（すぎもり） 電 話：03-5253-1111（内線 5929） FAX：03-3502-2630	9 その他 (1) 企画説明書に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 コメント 企画説明書とはなんでしょうか。⑤ (2) 提出された経費内訳書については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することもあり得る。 【本件担当、連絡先】 住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館 15 階 担 当：厚生労働省職業能力開発局 能力開発課 計画認定係長 杉森（すぎもり） 電 話：03-5253-1111（内線 5929） FAX：03-3502-2630 ※ 企画競争の説明・相談会の開催について記載されておりませんが、よろしいのでしょうか。⑦	2/19 第2版（修正青）、第3版（修正緑） の双方で契約内容の確認をし、当該協会の契約担当役は、委託の申入れ等必要な手続きを行い、契約候補者から見積書を徴取し、内容の審査を十分に行った上で、契約を締結する。 9 その他 (1) 企画説明書に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 提出された経費内訳書については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することもあり得る。 【本件担当、連絡先】 住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館 15 階 担 当：厚生労働省職業能力開発局 能力開発課 計画認定係長 杉森（すぎもり） 電 話：03-5253-1111（内線 5929） FAX：03-3502-2630	反映されず⑥ 反映されず⑦

3 仕様書案

2/18 第 1 版	2/19 第 1 版に対する機構修正案 (赤)	2/19 第 2 版 (青)、第 3 版 (緑)	機構修正案の反映状況
短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書 (案) 1 件名 短期集中特別訓練事業 (以下「事業」という。) における訓練関連業務 2 事業実施期間 契約日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。 3 業務の趣旨・内容 就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などは、仕事をすることで基本的な能力が不足しているだけでなく、長期間、仕事をしていないことにより、長期間の訓練の受講をためらう者もいる。 従って、これらの者等の経験や能力を踏まえ、実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での短期間の訓練機会を提供し、訓練期間中の給付金の支給による生活支援を実施するとともに、公共職業安定所 (以下「安定所」という。) が中心となって就職支援を行う短期集中特別訓練事業を緊急人材育成・就職支援基金 (以下「基金」という。) により実施することとしている。 本事業の実施に当たっては、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などの経験や能力を踏まえた職業訓練機会を提供するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO 法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。 このため、短期集中特別訓練事業における職業訓練 (以下「短期訓練」という。) を積極的に推進	短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書 (案) 1 件名 短期集中特別訓練事業 (以下「事業」という。) における訓練関連業務 2 事業実施期間 契約日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。 3 業務の趣旨・内容 就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などは、仕事をすることで基本的な能力が不足しているだけでなく、長期間、仕事をしていないことにより、長期間の訓練の受講をためらう者もいる。 従って、これらの者等の経験や能力を踏まえ、実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での短期間の訓練機会を提供し、訓練期間中の給付金の支給による生活支援を実施するとともに、公共職業安定所 (以下「安定所」という。) が中心となって就職支援を行う短期集中特別訓練事業を緊急人材育成・就職支援基金 (以下「基金」という。) により実施することとしている。 本事業の実施に当たっては、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などの経験や能力を踏まえた職業訓練機会を提供するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO 法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。 このため、短期集中特別訓練事業における職業訓練 (以下「短期訓練」という。) を積極的に推進	短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書 1 件名 短期集中特別訓練事業 (以下「事業」という。) における訓練関連業務 2 事業実施期間 契約日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。 3 業務の趣旨・内容 就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などは、仕事をすることで基本的な能力が不足しているだけでなく、長期間、仕事をしていないことにより、長期間の訓練の受講をためらう者もいる。 本事業においては、これらの者等の経験や能力を踏まえ、実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での短期間の訓練機会を提供し、訓練期間中の給付金の支給による生活支援を実施するとともに、公共職業安定所 (以下「安定所」という。) が中心となって就職支援を行う短期集中特別訓練事業を緊急人材育成・就職支援基金 (以下「基金」という。) により実施することとしている。 また、本事業の実施に当たっては、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などの経験や能力を踏まえた職業訓練機会を提供するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO 法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。 このため、短期集中特別訓練事業における職業訓練 (以下「短期訓練」という。) を積極的に推進	

2/18 第1版	2/19 第1版に対する機構修正案 (赤)	2/19 第2版 (青)、第3版 (緑)	機構修正案の反映状況
するための業務を基金の造成先である中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）から委託して実施するものである。 4 事業の概要 下記5に掲げる委託業務に係る事業の概要について、以下のとおり。 (1) 短期訓練の概要 ① 訓練対象者 訓練対象者は、以下のいずれにも該当するなどの者とする。 ア 安定所に求職申込みをしていること。 イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者でないこと。 ウ 労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めた者であること。 エ 求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講修了後1年未満の者でないこと。 オ 短期訓練を受講修了した者でないこと。 ② 訓練内容 上記①の訓練対象者の経験や能力等を踏まえた訓練とするため、専門実技に重点を置く1ヶ月以上3ヶ月未満の訓練であること。 また、初級コース及び中級コースの設定により、段階を踏みながら能力を習得できるような訓練コースの受講の設定も可能であること。 ア 訓練時間及び訓練期間訓練期間は1か月以上3か月未満であり、訓練内容に照らして適切な期間であること。 訓練時間は1日5～6時間を標準とし、1か月につき100時間以上であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1時間と算定して差し支えないこと。	するための業務を基金の造成先である中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）から委託して実施するものである。 4 事業の概要 下記5に掲げる委託業務に係る事業の概要について、以下のとおり。 (1) 短期訓練の概要 ① 訓練対象者 訓練対象者は、以下のいずれにも該当するなどの者とする。 ア 安定所に求職申込みをしていること。 イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者でないこと。 ウ 労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めた者であること。 エ 求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講修了後1年未満の者でないこと。 オ 短期訓練を受講修了した者でないこと。 ② 訓練内容 上記①の訓練対象者の経験や能力等を踏まえた訓練とするため、専門実技に重点を置く1ヶ月以上3ヶ月未満の訓練であること。 また、初級コース及び中級コースの設定により、段階を踏みながら能力を習得できるような訓練コースの受講の設定も可能であること。 ア 訓練時間及び訓練期間訓練期間は1か月以上3か月未満であり、訓練内容に照らして適切な期間であること。 訓練時間は1日5～6時間を標準とし、1か月につき100時間以上であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1単位とする場合は①1時間と算定して差し支えないこと。	するための業務を基金の造成先である中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）から委託して実施するものである。 4 事業の概要 下記5に掲げる委託業務に係る事業の概要について、以下のとおり。 (1) 短期訓練の概要 ① 訓練対象者 訓練対象者は、以下のいずれにも該当するなどの者とする。 ア 安定所に求職申込みをしていること。 イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者でないこと。 ウ 労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めた者であること。 エ 求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講修了後1年未満の者でないこと。 オ 短期訓練を受講修了した者でないこと。 ② 訓練内容 上記①の訓練対象者の経験や能力等を踏まえた訓練とするため、専門実技に重点を置く1ヶ月以上3ヶ月未満の訓練であること。 また、初級コース及び中級コースの設定により、段階を踏みながら能力を習得できるような訓練コースの受講の設定も可能であること。 ア 訓練時間及び訓練期間訓練期間は1か月以上3か月未満であり、訓練内容に照らして適切な期間であること。 訓練時間は1日5～6時間を標準とし、1か月につき原則として100時間以上であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1単位とする場合は1時間と算定して差し支えないこと。	機構修正案反映① (表記の適正化)

2/18 第 1 版	2/19 第 1 版に対する機構修正案 (赤)	2/19 第 2 版 (青)、第 3 版 (緑)	機構修正案の反映状況
また、受講生の特性に配慮し、訓練開始初期においては、訓練時間を標準よりも短時間で設定することを可能とし、その場合には、全期間を通じて平均時間が 1 か月 100 時間以上となること。 なお、初級コース及び中級コースを設定する場合の訓練期間は、それぞれのコースは 1 か月以上 3 か月未満であること。	また、受講生の特性に配慮し、訓練開始初期においては、訓練時間を標準よりも短時間で設定することを可能とし、その場合には、全期間を通じて平均時間が 1 か月 100 時間以上となること。 なお、初級コース及び中級コースを設定する場合の訓練期間は、それぞれのコースは 1 か月以上 3 か月未満であること。 コメント 初級・中級コースの名称定義がないため説明文が必要ではないでしょうか。②	また、受講生の特性に配慮し、訓練開始初期においては、訓練時間を標準よりも短時間で設定することを可能とし、その場合には、全期間を通じて平均時間が原則として 1 か月 100 時間以上となること。 なお、訓練コースとして、初級コース及び中級コースを設定して実施する場合は、それぞれのコースの訓練時間は 1 か月以上 3 か月未満であること。	機構コメント反映② (表記の適正化)
イ 訓練カリキュラム 短期訓練は上記 5 (1) の訓練対象者を対象として実施するものであることから、実技を中心とした訓練カリキュラムであること。 具体的には、訓練全体の時間数のうち、実技は 5 割以上、学科は設定する場合であっても 3 割以内とすること。	イ 訓練カリキュラム 短期訓練は上記 5 (1) の訓練対象者を対象として実施するものであることから、実技を中心とした訓練カリキュラムであること。 具体的には、訓練全体の時間数のうち、実技は 5 割以上、学科は設定する場合であっても③ 3 割以内とすること。 コメント 安全衛生の学科は必須で発生するため削除します	イ 訓練カリキュラム 短期訓練は上記 4 (1) の訓練対象者を対象として実施するものであることから、実技を中心とした訓練カリキュラムであること。 具体的には、訓練全体の時間数のうち、実技は 5 割以上、学科は 3 割以内とすること。	機構修正案反映③ (表記の適正化)
また、企業実習は、実践力を身につける上で必要であることから積極的に設定することとし、ただし設定する場合であっても、訓練全体の時間数のうち 2 割以内であること。 ウ 実施場所 短期訓練の実施場所は、訓練期間中は、原則として同一の場所であること。 ただし、職場見学、職場体験、企業実習等の必要性を認められる場合には、この限りではない。 エ 施設設備 短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に	また、企業実習等④は、実践力を身につける上で必要であることから積極的に設定することとし、ただし設定する場合であっても、訓練全体の時間数のうち 2 割以内であると⑤すること。 ウ 実施場所 短期訓練の実施場所は、訓練期間中は、原則として同一の場所であること。 ただし、職場見学、職場体験、⑥企業実習等の必要性を認められる場合には、この限りではない。 エ 施設設備 短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に	また、企業実習は、実践力を身につける上で必要であることから積極的に設定することとし、設定時間は訓練全体の時間数のうち 2 割以内とする。 ウ 実施場所 訓練の実施場所は、訓練期間中は原則として同一の場所であること。 ただし、職場見学、職場体験、企業実習等の必要性を認められる場合には、この限りではないこと。 エ 施設設備 短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に	反映されず④ (表記の適正化) 機構修正案反映⑤ (表記の適正化) 反映されず⑥ (表記の適正化)

2/18 第1版 運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を配置しており、教育訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により訓練期間中は常使用できる状態であること。 才 定員 原則 30 人以内の受講者定員であること。	2/19 第1版に対する機構修正案（赤） 運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を配置しており、教育短期⑦訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により訓練期間中は常使用できる状態であること。 才 定員 原則 30 人以内の受講者定員であること。 コメント 求職者支援訓練ではおおむね 10～30 人としているため、この表記とすることがあるのでしょうか。⑧	機構修正案の反映状況 機構修正案反映⑦（表記の適正化）
2/19 第2版（青）、第3版（緑） 運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を配置しており、短期訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備及び備品等を所有若しくは賃貸借契約等により訓練期間中は常使用できる状態であること。 才 定員 原則 30 人以内の受講者定員であること。	(2) 訓練奨励金等⑨の概要 短期訓練の訓練機会の確保に資するため、実施機関に対して、訓練受講者の数に応じて奨励金を支給する。訓練奨励金は、訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答日の前日までの区切られた各 1 か月（以下「算定基礎月」という。）において、訓練に出席した受講者の数（安定所長の受講あっせんを受けた者に限る。⑩）に、月額 12 万円を乗じて得た額を支給するものとする。	機構修正案一部反映（表記の適正化）⑨
2/19 第2版（青）、第3版（緑） 運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を配置しており、短期訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備及び備品等を所有若しくは賃貸借契約等により訓練期間中は常使用できる状態であること。 才 定員 原則 30 人以内の受講者定員であること。	(2) 短期訓練実施訓練奨励金（以下「奨励金」という。）の概要 短期訓練の訓練機会の確保に資するため、実施機関に対して、訓練受講者の数に応じて奨励金を支給する。奨励金は、訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答日の前日までの区切られた各 1 か月（以下「算定基礎月」という。）において、訓練に出席した受講者の数（安定所長の受講あっせんを受けた者に限る）に、月額 12 万円を乗じて得た額を支給するものとする。	機構修正案一部反映（表記の適正化）⑩
2/19 第2版（青）、第3版（緑） 運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を配置しており、短期訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備及び備品等を所有若しくは賃貸借契約等により訓練期間中は常使用できる状態であること。 才 定員 原則 30 人以内の受講者定員であること。	5 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を協会からの委託により実施する。 (1) 職業訓練⑪訓練の実施機関の開拓及び訓練コース設定等の援助 ① モデルカリキュラムの作成、普及、助言及び指導 短期訓練の実施にあたっては、重点分野（※）を中心に訓練対象者が効果的に習得するための訓練モデルカリキュラムの重点訓練分野を中心にを作業	機構修正案一部反映（表記の適正化）⑪
2/19 第2版（青）、第3版（緑） 運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を配置しており、短期訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備及び備品等を所有若しくは賃貸借契約等により訓練期間中は常使用できる状態であること。 才 定員 原則 30 人以内の受講者定員であること。	5 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を協会からの委託により実施する。 (1) 職業訓練⑪訓練の実施機関の開拓及び訓練コース設定等の援助 ① モデルカリキュラムの作成、普及、助言及び指導 短期訓練の実施にあたっては、訓練対象者が効果的に習得するための訓練モデルカリキュラムの重点分野を中心にを作業	機構修正案一部反映（表記の適正化）⑪

2/18 第 1 版	2/19 第 1 版に対する機構修正案 (赤)	2/19 第 2 版 (青)、第 3 版 (緑)	機構修正案の反映状況 (表記の適正化) ⑫
する必要がある。 このため、特に上記 5 (1) の訓練対象者に効果的となる訓練分野 (以下、「重点分野」という。) の業界団体等 (※) へのヒアリングを行い、業界毎にモデルカリキュラムを作成すること。 また、作成したモデルカリキュラムを広く普及するため、使用する教材、課題、評価シートの作成に向けた助言、支援を行うこと。併せて、当該訓練を担当する訓練指導担当者を養成する講習会等が必要に応じて開催すること。 ※ ビルクーリー・ニング・設備管理、警備、介護補助、調理補助 等 ② 実施機関の確保 ア 実施機関の開拓 平成 26 年度末までに 3.2 万人分の短期訓練が実施されるよう、重点分野の団体及び実施機関等に対して、短期訓練の実施を積極的に働きかけ、実施機関を開拓すること。 なお、実施機関の開拓に当たっては、以下の a～d を踏まえて行うこと。 (7) 開拓にあたっては、重点分野を中心として、各地域内の求人及び求職者の動向等を勘案して、求職者の応募・就職が見込まれる職種、定員及び実施時期等を配慮して行うこと。 (4) 国が示す都道府県別の訓練計画件数に基づき、都道府県毎に毎月の訓練開拓目標数を設定するなど、計画的な開拓を行うこと。 (ウ) 可能な限り直接、実施機関等を訪問すること。 (イ) 訓練奨励金の説明を併せて行い、積極的な取	成し、広く業界団体に周知する必要がある。 このため、特に上記 5 (1) の訓練対象者に効果的となる訓練分野 (以下、「重点分野」という。) の業界団体等 (※) へのヒアリングを行い、業界毎にモデルカリキュラムを作成すること。⑫ また、作成したモデルカリキュラムを広く普及するため、使用する教材、課題、評価シートの作成に向けた助言、支援を行うこと。併せて、当該訓練を担当する訓練指導担当者を養成する講習会等が必要に応じて開催すること。 ※ ビルクーリー・ニング・設備管理、警備、介護補助、調理補助 等 ② 実施機関の確保 ア 実施機関の開拓 平成 26 年度末までに 3.2 万人分の短期訓練が実施されるよう、重点分野の団体及び実施機関等 (民間教育訓練機関等 (以下「民間教育訓練機関等」という。)) ⑬ に対して、短期訓練の実施を積極的に働きかけ、実施機関を開拓すること。 なお、実施機関の開拓に当たっては、以下の a (7) ～ d (イ) ⑭ を踏まえて行うこと。 (7) 開拓にあたっては、重点分野を中心として、各地域内の求人及び求職者の動向等を勘案して、求職者の応募・就職が見込まれる職種、定員及び実施時期等を配慮して行うこと。 (4) 国が示す都道府県別の訓練計画件数に基づき、都道府県毎に毎月の訓練開拓目標数を設定するなど、計画的な開拓を行うこと。 (ウ) 可能な限り直接、実施機関等 ⑮ 民間教育訓練機関等 ⑬ を訪問すること。 (イ) 訓練奨励金の説明を併せて行い、積極的な取	2/19 第 2 版 (青)、第 3 版 (緑) 点分野」という。) を中心に作成し、広く業界団体に周知する必要がある。 このため、重点分野の業界団体等へのヒアリングを行い、業界毎にモデルカリキュラムを作成すること。 また、作成したモデルカリキュラムを広く普及するため、使用する教材、課題、評価シートの作成に向けた助言、支援を行うこと。併せて、当該訓練を担当する訓練指導担当者を養成する講習会等が必要に応じて開催すること。 ※ ビルクーリー・ニング・設備管理、警備、介護補助、調理補助 等 ② 訓練実施計画数の管理及び実施機関の開拓 ア 訓練実施計画数の管理及び実施機関の開拓 平成 26 年度末までに 3.2 万人分の短期訓練が実施されるよう、国が示す都道府県別の訓練実施計画数に基づき、都道府県毎に毎月の訓練開拓目標数を設定の上、訓練件数の適切な管理及び開拓に努めること。 また、重点分野の団体及び実施機関に対して、短期訓練の実施を積極的に働きかけ、実施機関を開拓すること。 なお、実施機関の開拓に当たっては、以下の (7) ～ (イ) を踏まえて行うこと。 (7) 開拓にあたっては、重点分野を中心として、各地域内の求人及び求職者の動向等を勘案して、求職者の応募・就職が見込まれる職種、定員及び実施時期等を配慮して行うこと。 (4) 都道府県別の訓練実施計画数を踏まえ、計画的な開拓を行うこと。 (ウ) 可能な限り直接、実施機関を訪問すること。 (イ) 開拓等にあたっては、奨励金の説明を併せて	機構修正案の反映状況 (表記の適正化) ⑫ 反映されず ⑬ 機構修正案反映 ⑭ (誤記修正) 反映されず ⑮ (実質修正)

2/18 第 1 版	2/19 第 1 版に対する機構修正案 (赤)	2/19 第 2 版 (青)、第 3 版 (緑)	機構修正案の反映状況
(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定 ① 訓練計画の認定に係る事前審査 実施機関から訓練計画の認定申請があった場合は、認定申請書及びその添付書類を受理し、審査の上、別途指定する報告書により審査結果を遅滞なく協会に報告すること。 ② 就職実績低調な訓練コース等に対する措置 事業実施期間内に実施機関において実施した訓練コースの就職率が 30%未満となった場合は、当該実施機関がその後、同種の訓練コースの実施を予定しているときには、訓練修了率の向上を図るよう、訓練計画の見直し、就職支援体制の整備等に関し、改善指導・助言を行い、必要に応じて改善計画を提出させること。 なお、当該実施機関が実施する同一の都道府県の区域内において 2 コース以上の訓練において、実施した訓練コースの就職率が 30%未満となった場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。 ③ 訓練情報の提供 協会において訓練計画の認定がされた短期訓練コースの情報については、受講対象者の条件（何をできる者とするかの条件）、訓練により習	(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定審査^㉔ ① 訓練計画の認定に係る事前審査 実施機関民間教育訓練機関等^㉓から訓練計画の認定申請があった場合は、認定申請書及びその添付書類を受理し、審査の上、別途指定する報告書により審査結果を遅滞なく協会に報告すること。 ② 就職実績低調な短期訓練コース^㉒等に対する措置 事業実施期間内に実施機関民間教育訓練機関等^㉓において実施した短期訓練コース^㉒の就職率が 30%未満となった場合は、当該実施機関民間教育訓練機関等^㉓がその後、同種同一分野^㉑の短期訓練コース^㉒の実施を予定しているときには、訓練修了率が向上するよう、訓練計画の見直し、就職支援体制の整備等に関して改善指導・助言を行い、必要に応じて改善計画を提出させること。 なお、当該実施機関民間教育訓練機関等^㉓が実施する同一の都道府県の区域内において同一分野^㉑ 2 コース以上の訓練において、実施した訓練コースの就職率が 30%未満となった場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。 コメント 修正しましたが、これは実施要領で定める内容ですので削除を希望します。^㉕ ③ 訓練情報の提供 協会において訓練計画の認定がされた短期訓練コース^㉒の情報については、受講対象者の条件（何をできる者とするかの条件）、訓練によ	(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定 ① 訓練計画の認定に係る事前審査 実施機関から訓練計画の認定申請があった場合は、認定申請書及びその添付書類を受理し、別途定める認定基準に基づき審査の上、別途指定する報告書により審査結果を遅滞なく協会に報告すること。 ② 就職実績低調な短期訓練に対する措置 事業実施期間内に実施機関において実施した訓練コースの就職率が 30%未満となった等の場合であって、当該実施機関がその後、同種の訓練コースの実施を予定しているときには、訓練就職率が向上するよう、訓練計画の見直し及び就職支援体制の整備等に関して改善指導・助言を行い、必要に応じて改善計画を提出させること。 なお、当該実施機関が実施する同一の都道府県の区域内の 2 コース以上の訓練において、実施した訓練コースの就職率が 30%未満となった場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。 ③ 訓練情報の提供 協会において訓練計画の認定がされた短期訓練コースの情報については、受講対象者の条件（何をできるかの条件）、訓練により習得できる内容	反映されず^㉔ (表記の適正化) 反映されず^㉑ (実質修正) 反映されず^㉕ (実質修正)

2/18 第 1 版	2/19 第 1 版に対する機構修正案 (赤)	2/19 第 2 版 (青)、第 3 版 (緑)	機構修正案の反映状況
得できる内容(できるようになる事柄の内容)、訓練受講者が受けることのできる就職支援の内容、自己負担の内容・金額の用途(受験料、自己の所有に帰属する教材費の経費等)などの情報を予め明示するため、一覧表等に取りまとめの上、都道府県労働局に対して提供すること。 ④ 訓練実施状況等の確認・報告 ア 訓練実施状況の確認 訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の有効期間中に月 1 回以上、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。 なお、疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要に応じて対応を行うこと。 イ 就職状況等の確認・報告 訓練修了者及び就職のための中途者(以下「訓練修了者等」という。)の訓練修了後 3 か月以内の就職状況(就職のための中途者の場合は、中退時の就職状況)について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて実施機関に把握・報告させること。 (3) 短期訓練実施奨励金の支給 ① 訓練奨励金の支給申請書等の受付及び事前審査等 実施機関から訓練奨励金支給申請書等が提出されたときは、その記載事項及び添付書類の有無等を確認のうえ受付し、訓練受講者数、訓練実施状況の調査結果等に係る所要の事前審査を行い、訓練認定審査結果等を協会に遅滞なく送付すること(訓練認定審査結果等は、別途指定する日までに)	り習得できる内容(できるようになる事柄の内容)、訓練受講者が受けることのできる就職支援の内容、自己負担の内容・金額の用途(受験料、自己の所有に帰属する教材費の経費等)などの情報を予め明示するため、一覧表等に取りまとめの上、都道府県労働局に対して提供すること。 ④ 訓練実施状況等の確認・報告 ア 訓練実施状況の確認 訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の有効期間中に月 1 回以上、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。 なお、疑義等が生じた場合には、協会の指示に基づき、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要に応じて対応を行うこと。 イ 就職状況等の確認・報告 訓練修了者及び就職のための中途者(以下「訓練修了者等」という。)の訓練修了後 3 か月以内の就職状況(就職のための中途者の場合は、中退時の就職状況)について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて実施機関に把握・報告させること。 (3) 短期訓練実施奨励金の支給審査 ① 訓練奨励金の支給申請書等の受付及び事前審査等 実施機関から訓練奨励金支給申請書等が提出されたときは、その記載事項及び添付書類の有無等を確認のうえ受付し、訓練受講者数、訓練実施状況の調査結果等に係る所要の事前審査を行い、訓練認定審査結果等を協会に遅滞なく送付すること(訓練認定審査結果等は、別途指定する日までに)	(できるようになる事柄の内容)、訓練受講者が受けることのできる就職支援の内容、自己負担の内容・金額の用途(受験料、自己の所有に帰属する教材費の経費等)などの情報を予め明示するため、一覧表等に取りまとめの上、都道府県労働局に対して提供すること。 ④ 訓練実施状況等の確認・報告 ア 訓練実施状況の確認 訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の有効期間中に月 1 回以上、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。 なお、調査において疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要に応じて対応を行うこと。 イ 就職状況等の確認・報告 訓練修了者及び就職のための中途者(以下「訓練修了者等」という。)の訓練修了後 3 か月以内の就職状況(就職のための中途者の場合は、中退時の就職状況)について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて実施機関に把握・報告させること。 (3) 奨励金の支給審査 ① 奨励金の支給申請書等の受付及び事前審査等 実施機関から奨励金支給申請書等が提出されたときは、その記載事項及び添付書類の有無等を確認のうえ受付し、所要の事前審査を行い、訓練認定審査結果等を協会に遅滞なく送付すること(訓練認定審査結果等は、別途指定する日までに)	反映されず²³⁾ (実質修正) 機構修正案反映²⁴⁾ (実質修正) 反映されず²⁵⁾ (実質修正) 機構修正案一部反映²⁶⁾ (表記の適正化) 機構修正案反映²⁷⁾ (表記の適正化)

2/18 第 1 版	2/19 第 1 版に対する機構修正案 (赤)	2/19 第 2 版 (青)、第 3 版 (緑)	機構修正案の反映状況
確実な方法により協会に送付すること。 ② 実施機関に対する指導等 上記①の奨励金の支給申請等について、実施機関が必要な書類の提出、または調査及び報告への協力に応じない場合、基金事業の適切な実施の確保を図るため、実施機関に対して必要な指導等を行うこと。 ③ 短期訓練奨励金等に係る不正行為に関する調査 奨励金及び訓練の実施の申請等に関して、不正行為が行われていないか、6 (1)⑥により、訓練実施状況等の確認を行うこととしているが、より厳格に不正に関する調査を行う観点から、別途定める基準に従い、抜き打ちによる調査を実施すること。 (4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施 実施機関におけるキャリア・コンサルタント及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援員 (※) を採用すること。 能力開発支援員は、実施機関に登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルタントの実施体制が整っていない場合には、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するほか、キャリア・コンサルタントが実施可能な他の機関に係る情報提供等を通じ受講生に対するキャリア・コンサルタントの支援を行うこと。 なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルタントの支援を行うこと。	なく送付すること。(訓練認定審査結果等は、別途指定する日までに確実な方法により協会に送付すること)。(28) ② 実施機関に対する指導等 上記①の訓練奨励金の支給申請等について、実施機関が必要な書類の提出、または調査及び報告への協力に応じない場合、基金事業の適切な実施の確保を図るため、実施機関に対して必要な指導等を行うこと。 ③ 短期訓練奨励金等に係る不正行為に関する調査 訓練奨励金及び訓練の実施の申請支給申請(29)等に関して、不正行為が行われていないか、6 (4)⑥上記 (2) 4 ア(30)により、訓練実施状況等の確認を行うこととしているが、より厳格に不正に関する調査を行う観点から、別途定める基準に従い、抜き打ちによる調査を実施すること。 (4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施 実施機関におけるキャリア・コンサルタント及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援員 (※) を採用すること。 能力開発支援員は、実施機関に登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルタントの実施体制が整っていない場合には、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するほか、キャリア・コンサルタントが実施可能な他の機関に係る情報提供等を通じ受講生に対するキャリア・コンサルタントの支援を行うこと。 なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルタントの支援を行うこと。	② 実施機関に対する指導等 上記①の奨励金の支給申請等について、実施機関が必要な書類の提出、または調査及び報告への協力に応じない場合、事業の適切な実施の確保を図るため、実施機関に対して必要な指導等を行うこと。 ③ 奨励金等に係る不正行為に関する調査 奨励金及び訓練の実施の申請等に関して、不正行為が行われていないか、5 (2)④アにより、訓練実施状況等の確認を行うこととしているが、より厳格に不正に関する調査を行う観点から、別途定める基準に従い、抜き打ちによる調査を実施すること。 (4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施 実施機関におけるキャリア・コンサルタント及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援員 (※) を採用すること。 実施機関において登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルタントの実施体制が整っていない場合には、能力開発支援員はキャリア・コンサルタントが実施可能な他の機関に係る情報提供等を行うこと。また、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するなど、受講生に対するキャリア・コンサルタントの支援を行うこと。 なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルタントの支援を行うこと。	機構修正案の反映状況 反映されず(28) (実質修正) 反映されず(29) (表記の適正化) 機構修正案反映(30) (誤記修正) 反映されず(31) (誤記修正) 反映されず (修正と機構コメントの関係なし) (32)

2/18 第1版	2/19 第1版に対する機構修正案 (赤)	2/19 第2版 (青)、第3版 (緑)	機構修正案の反映状況
(※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。	(※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。 コメント 教育訓練機関等に雇用されている者が当該教育訓練機関等の長の推薦によりジョブ・カード講習を受講した者（以下「推薦受講者」という。）については、当該教育訓練機関等内においてのみジョブ・カード交付業務に従事することができることから、当機構が能力開発支援員を採用し、実施機関に派遣する場合、ジョブ・カードの交付を行うことは出来ません。 推薦受講者以外の登録キャリア・コンサルタントを全国で採用することは極めて困難（まづ不可能です。）ですので、ジョブ・カードの交付は必須要件ではないと解してよろしいでしょうか。^②	(※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。	
(3) 当該事業を実施するための労働局等との調整 ① 労働局（ハローワーク）との連携による求職者への情報提供 短期訓練情報について、労働局（ハローワーク）と連携して求職者に示すこと。 ② 不正に係る調査の労働局との連携等 上記5 (3)③の不正に係る調査において、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった場合は、都道府県労働局と連携の上、必要な調査を行い、その結果を協会に報告すること。 (4) その他、当該事業を実施するための労働局等の調整 ① 積極的な周知広報	(35) ③ 当該事業を実施するための都道府県労働局等との調整 ① 都道府県労働局及び安定所（ハローワーク）との連携による求職者への情報提供 短期訓練情報について、都道府県労働局及び安定所（ハローワーク）と連携して求職者に示すこと。 ② 不正に係る調査の都道府県労働局との連携等 上記5 (3)③の不正に係る調査において、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった場合は、協会の指示に基づき都道府県労働局と連携の上、必要な調査を行い、その結果を協会に報告すること。 (46) ③ その他、当該事業を実施するための労働局等の調整積極的な周知広報^③ ① 積極的な周知広報^③	(5) 当該事業を実施するための労働局等との調整 ① 都道府県労働局（安定所）との連携による求職者への情報提供 短期訓練情報について、都道府県労働局（安定所）と連携して求職者に示すこと。 ② 不正に係る調査の都道府県労働局との連携等 上記5 (2)④ア及び5 (3)③の不正に係る調査において、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった場合は、都道府県労働局と連携の上、必要な調査を行い、その結果を協会に報告すること。 (6) その他、当該事業を実施するための労働局等の調整 ① 積極的な周知広報	機構修正案反映^③ (誤記修正) 機構修正案一部反映^{③④⑤} (表記の適正化) 反映されず^③ (実質修正) 機構修正案反映^③ (誤記修正) 反映されず^③

2/18 第1版	2/19 第1版に対する機構修正案 (赤)	2/19 第2版 (青)、第3版 (緑)	機構修正案の反映状況
本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、新聞等のマスメディア、ホームページ等への広告掲載、ポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リーフレットの配布等により、幅広く周知広報すること。 ② 支援拠点となる都道府県支部の設置 上記5 (1)～(5)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に隈無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部（以下、「支部」）が設置されていること。 また、各都道府県支部には、統括マネージャー、能力開発コーディネーターを配置すること。	本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、<u>新聞等のマスメディア、ホームページ等への広告掲載、ポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リーフレットの配布等により、幅広く周知広報すること。</u> <u>(7)②④⑥</u> 支援拠点となる都道府県支部の設置 上記5 (1)～(56)④の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に隈無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部（以下、<u>④②</u>「支部」）が設置されていること。 また、各都道府県支部には、<u>業務④③</u>統括マネージャー、能力開発コーディネーターを配置すること。	本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、ポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リーフレットの配布等により、短期訓練、訓練奨励金等の内容について、幅広く周知広報すること。 ② 支援拠点となる都道府県支部の設置 上記5 (1)～(5)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に隈無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部（以下、「支部」）が設置されていること。 また、各都道府県支部には、統括マネージャー、<u>訓練実施指導員</u>を配置すること。	機構修正案の反映状況 (表記の適正化) 機構修正案反映^{③⑨} (実質修正)
支部の設置、並びに業務統括マネージャー、能力開発コーディネーター及び職業能力開発支援アドバイザーの配置にあたっては、以下の①～⑦を踏まえ、設置及び配置すること。 ア 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。 イ 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することのできるスペースを確保すること。 ウ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり5日以上、1日当たり概ね8時間以上とすること。 エ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。 オ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する能力開発コーディネーターを配置す	支部の設置、並びに業務統括マネージャー、能力開発コーディネーター及び<u>職業能力開発支援アドバイザー</u>の配置にあたっては、以下の<u>④ア～⑦キ⑤</u>を踏まえ、設置及び配置すること。 ア 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。 イ 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することのできるスペースを確保すること。 ウ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり5日以上、<u>(祝日等がある週については5日から祝日等を除いた日数以上)</u> ④⑥、1日当たり概ね8時間以上とすること。 エ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。 オ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する能力開発コーディネーターを配置す	反映されず^{④⑥} (表記の適正化) 反映されず^{④①} (誤記修正) 機構修正案反映^{④②} (表記の適正化) 反映されず^{④③} (2/20 第4版で反映) (表記の適正化)	機構修正案の反映状況 (表記の適正化) 機構修正案反映^{③⑨} (実質修正)
支部の設置、並びに業務統括マネージャー、能力開発コーディネーター及び職業能力開発支援アドバイザーの配置にあたっては、以下の①～⑦を踏まえ、設置及び配置すること。 ア 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。 イ 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することのできるスペースを確保すること。 ウ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり5日以上、1日当たり概ね8時間以上とすること。 エ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。 オ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する能力開発コーディネーターを配置す	支部の設置、並びに業務統括マネージャー、能力開発コーディネーター及び<u>職業能力開発支援アドバイザー</u>の配置にあたっては、以下の<u>④ア～⑦キ⑤</u>を踏まえ、設置及び配置すること。 ア 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。 イ 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することのできるスペースを確保すること。 ウ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり5日以上、<u>(祝日等がある週については5日から祝日等を除いた日数以上)</u> ④⑥、1日当たり概ね8時間以上とすること。 エ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。 オ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する能力開発コーディネーターを配置す	機構修正案反映^{④④} (表記の適正化) 機構修正案反映^{④⑤} (誤記修正)	機構修正案の反映状況 (表記の適正化) 機構修正案反映^{④⑤} (誤記修正)

2/18 第1版	2/19 第1版に対する機構修正案 (赤)	2/19 第2版 (青)、第3版 (緑)	機構修正案の反映状況
ること。支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。 カ 上記5 (2)の実施機関のキャリア・コンサルティングの支援として、外部キャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあっては、原則として能力開発支援員を配置すること。	ること。支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。 カ 上記5 (24)の実施機関のキャリア・コンサルティングの支援として、外部キャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあっては、原則として能力開発支援員を配置すること。	部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。 カ 上記5 (4)の実施機関のキャリア・コンサルティングの支援として、外部キャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあっては、原則として能力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。 なお、支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。	機構修正案反映⁴⁷⁾ (誤記修正)
キ 上記5 (2)及び (4) の業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有し、登録キャリア・コンサルタントの資格を有する職業能力開発支援員を配置すること。 なお、支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。	キ 上記5 (2)及び⁴⁸⁾ (4) の業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有し、登録キャリア・コンサルタントの資格を有する職業⁴⁹⁾能力開発支援員を配置すること。 なお、支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。	6 事業委託予定額 2, 000, 035千円 (消費税を含む) 7 留意事項等 (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。 (2) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとする。 (3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省(労働局・安定所)及び協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、協会に協議すること。	反映されず⁴⁸⁾ (表記の適正化) 反映されず⁴⁹⁾ (表記の適正化)
6 事業委託予定額 2, 000, 035千円 (消費税を含む) 7 留意事項等 (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。 (2) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとする。 (3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省(労働局・安定所)及び協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、協会に協議すること。	6 事業委託予定額 2, 000, 035千円 (消費税を含む) 7 留意事項等 (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。 (2) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとする。 (3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省(労働局・安定所)及び協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、協会に協議すること。	6 事業委託予定額 2, 000, 035千円 (消費税を含む) 7 留意事項等 (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。 (2) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとする。 (3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省(労働局・安定所)及び協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、協会に協議すること。	機構修正案反映⁵⁰⁾
(4) 事業の終了とは、平成26年3月31日に開始	(4) 本公示において、事業実施期間は平成27年	(4) 本公示において、本事業の実施期間は、平成	機構修正案反映⁵⁰⁾

2/18 第 1 版	2/19 第 1 版に対する機構修正案 (赤)	2/19 第 2 版 (青)、第 3 版 (緑)	機構修正案の反映状況
する訓練をもって訓練終了となるものであること。 8 企画書作成上の留意点 企画書には仕様書にある本業務の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込むこと。 (1) 本業務の実施スケジュール (2) 本業務を実施するための実施手順、方法 (3) 本業務を迅速かつ円滑に進めるための提案 (4) 本業務の効果を高めるために考えられること (5) トラブルへの対処手法	3月31日まで、事業委託予定額は2,000,035千円としているが、事業は平成27年3月31日までに開講した短期訓練に係る業務が終了するまで実施を予定していること。事業の終了とは、平成26年3月31日に開始する訓練をもって訓練終了となるものであること。⑩ 8 企画書作成上の留意点 企画書には仕様書にある本業務の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込むこと。 (1) 本業務の実施スケジュール (2) 本業務を実施するための実施手順、方法 (3) 本業務を迅速かつ円滑に進めるための提案 (4) 本業務の効果を高めるために考えられること (5) トラブルへの対処手法	27年3月31日までに開講する訓練に係る関係業務が終了するまでの実施を予定しているものであること。 8 企画書作成上の留意点 企画書には仕様書にある本業務の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込むこと。 (1) 本業務の実施スケジュール (2) 本業務を実施するための実施手順、方法 (3) 本業務を迅速かつ円滑に進めるための提案 (4) 本業務の効果を高めるために考えられること (5) トラブルへの対処手法	(実質修正)

機構との間の仕様書案等の修正経緯について（その２）

1 募集要領案

2/19 第3版に対する機構修正案（修正赤）	2/20 第4版（修正赤）	2/20 最終版（修正青）	機構修正案の反映状況等
短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領	短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領	短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領	
1 総則 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。	1 総則 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。	1 総則 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。	
2 業務内容 本短期集中特別訓練事業における訓練関連業務の内容は、別添「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書」とおとりとする。	2 業務内容 本短期集中特別訓練事業における訓練関連業務の内容は、別添「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書」とおとりとする。	2 業務内容 本短期集中特別訓練事業における訓練関連業務の内容は、別添「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書」とおとりとする。	
3 予算額 業務の予算額は、2,000,035 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。	3 予算額 業務の予算額は、2,000,035 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。	3 予算額 業務の予算額は、2,000,035 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している。	
4 参加資格 （１） 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。 （２） 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。 （３） 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。 （４） 次に掲げるすべての事項に該当する者であ	4 参加資格 （１） 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。 （２） 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。 （３） 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。 （４） 次に掲げるすべての事項に該当する者であ	4 参加資格 （１） 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。 （２） 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。 （３） 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。 （４） 次に掲げるすべての事項に該当する者であ	

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)	2/20 最終版 (修正青)	機構修正案の反映状況等
ること。 なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和3年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。 ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。） ② 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。 ③ 各都道府県に拠点を有していること。 ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。 ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確な助言援助を行えること。 5 企画書募集に関する質問の受付及び回答 (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」 なお、郵送等による発送は行わない。① (2) 受付期間 平成26年2月27日（木）17時まで (3) 受付方法 FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。	ること。 なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和3年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。 ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。） ② 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。 ③ 各都道府県に拠点を有していること。 ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。 ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確な助言援助を行えること。 5 企画書募集に関する質問の受付及び回答 (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」 (削除) ① (2) 受付期間 平成26年2月27日（木）17時まで (3) 受付方法 FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。	ること。 なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和3年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。 ① 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。） ② 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。 ③ 各都道府県に拠点を有していること。 ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。 ⑤ 職業訓練の実施についての高度なノウハウ及び実績、本事業を実施するための組織体制、事業規模を有し、短期集中特別訓練を実施する実施機関に対して的確な助言援助を行えること。 5 企画書募集に関する質問の受付及び回答 (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」 (2) 受付期間 平成26年2月27日（木）17時まで (3) 受付方法 FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。	機構修正案反映① (表記の適正化)

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)	2/20 最終版 (修正青)	機構修正案の反映状況等
(4) 回答 平成26年2月28日(金)までに、企画競争参加者に対してFAXにて行う。 6 企画書等の提出書類、提出期限等 (1) 提出書類及び提出部数(書式自由) ① 企画競争参加申込書(参加資格を満たしていることを明記した誓約書) 1部 ② 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書 10部 ③ 経費内訳書(見積書) 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書 10部 ④ 提出者の概要(法人概要として代表者、役員及び従業員数・資本金等)が把握できる資料 10部 ⑤ 類似業務の実績がある場合は、その実績が把握できる資料 10部 ⑥ 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するための体制を把握できる資料(事業所設置場所、事業所数等) 10部 ⑦ 登記事項証明書(写) 10部 ⑧ 納税証明書 10部 ⑨ 財務諸表(1年分) (2) 提出期限等 ① 提出期限 平成26年3月4日(火)12時 ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先 -6-5 (1) に同じ⑥	(4) 回答 平成26年2月28日(金)までに、企画競争参加者に対してFAXにて行う。 6 企画書等の提出書類、提出期限等 (1) 提出書類及び提出部数(書式自由) ① 企画競争参加申込書(参加資格を満たしていることを明記した誓約書) 1部 ② 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書 10部 ③ 経費内訳書(見積書) 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書 10部 ④ 提出者の概要(法人概要として代表者、役員及び従業員数・資本金等)が把握できる資料 10部 ⑤ 類似業務の実績がある場合は、その実績が把握できる資料 10部 ⑥ 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するための体制を把握できる資料(事業所設置場所、事業所数等) 10部 ⑦ 登記事項証明書(写) ⑧ 納税証明書 ⑨ 財務諸表(1年分) (2) 提出期限等 ① 提出期限 平成26年3月4日(火)12時 ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先 5 (1) に同じ⑥	(4) 回答 平成26年2月28日(金)までに、企画競争参加者に対してFAXにて行う。 6 企画書等の提出書類、提出期限等 (1) 提出書類及び提出部数(書式自由) ① 企画競争参加申込書(参加資格を満たしていることを明記した誓約書) 1部 ② 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書 10部 ③ 経費内訳書(見積書) 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書 10部 ④ 提出者の概要(法人概要として代表者、役員及び従業員数・資本金等)が把握できる資料 10部 ⑤ 類似業務の実績がある場合は、その実績が把握できる資料 10部 ⑥ 短期集中特別訓練事業における訓練関連業務を実施するための体制を把握できる資料(事業所設置場所、事業所数等) 10部 ⑦ 登記事項証明書(写) 10部 ⑧ 納税証明書(写) 10部 ⑨ 財務諸表(1年分)(写) 10部 (2) 提出期限等 ① 提出期限 平成26年3月4日(火)12時 ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先 5 (1) に同じ	機構修正案反映⑥

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)	2/20 最終版 (修正青)	機構修正案の反映状況等 (誤記修正)
③ 提出方法 直接提出 (持参) とする。 ④ 提出に当たったの注意事項 ア 受付時間は、平日の10時から17時まで (最終日は12時まで) とする。 イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。 ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。 エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。 オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。 カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。 キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 7 事業実施候補者の選定 本要項要領③に基づき提出された企画書等については、厚生労働省が設置する「短期集中特別訓練事業企画選定委員会」において、評価基準に基づく評価を行い、事業実施候補者として1者を選定の上、選定結果は企画書等通知する。 8 契約の締結 上記7で選定した事業実施候補者に対して、評価結果通知を通知後、中央職業能力開発協会 (以下「協会」という。) において、契約の締結を行う。契約の締結にあたっては、協会と事業実施候補者の双方で契約内容の確認をし、当該協会の契約担	③ 提出方法 直接提出 (持参) とする。 ④ 提出に当たったの注意事項 ア 受付時間は、平日の10時から17時まで (最終日は12時まで) とする。 イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。 ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。 エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。 オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。 カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。 キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 7 事業実施候補者の選定 本要領③に基づき提出された企画書等については、厚生労働省が設置する「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務」企画選定委員会において、評価基準に基づく評価を行い、事業実施候補者として1者を選定の上、選定結果は企画書等の応募者に遅滞なく通知する。 8 契約の締結 上記7で選定した事業実施候補者に対して、評価結果通知を通知後、中央職業能力開発協会 (以下「協会」という。) において、契約の締結を行う。契約の締結にあたっては、協会と事業実施候補者の双方で契約内容の確認をし、当該協会の契約担	③ 提出方法 直接提出 (持参) とする。 ④ 提出に当たったの注意事項 ア 受付時間は、平日の10時から17時まで (最終日は12時まで) とする。 イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。 ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。 エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。 オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。 カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。 キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 7 事業実施候補者の選定 本要領に基づき提出された企画書等については、厚生労働省が設置する「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務」企画選定委員会において、評価基準に基づく評価を行い、事業実施候補者として1者を選定の上、選定結果は企画書等の応募者に遅滞なく通知する。 8 契約の締結 上記7で選定した事業実施候補者に対して、評価結果通知を通知後、中央職業能力開発協会 (以下「協会」という。) において、契約の締結を行う。契約の締結にあたっては、協会と事業実施候補者の双方で契約内容の確認をし、当該協会の契約担	機構修正案反映③ (誤記修正)
③ 提出方法 直接提出 (持参) とする。 ④ 提出に当たったの注意事項 ア 受付時間は、平日の10時から17時まで (最終日は12時まで) とする。 イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。 ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。 エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。 オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。 カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。 キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 7 事業実施候補者の選定 本要項要領③に基づき提出された企画書等については、厚生労働省が設置する「短期集中特別訓練事業企画選定委員会」において、評価基準に基づく評価を行い、事業実施候補者として1者を選定の上、選定結果は企画書等の応募者に遅滞なく通知する。 8 契約の締結 上記7で選定した事業実施候補者に対して、評価結果通知を通知後、中央職業能力開発協会 (以下「協会」という。) において、契約の締結を行う。契約の締結にあたっては、協会と事業実施候補者の双方で契約内容の確認をし、当該協会の契約担	③ 提出方法 直接提出 (持参) とする。 ④ 提出に当たったの注意事項 ア 受付時間は、平日の10時から17時まで (最終日は12時まで) とする。 イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。 ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。 エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。 オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。 カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。 キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 7 事業実施候補者の選定 本要領③に基づき提出された企画書等については、厚生労働省が設置する「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務」企画選定委員会において、評価基準に基づく評価を行い、事業実施候補者として1者を選定の上、選定結果は企画書等の応募者に遅滞なく通知する。 8 契約の締結 上記7で選定した事業実施候補者に対して、評価結果通知を通知後、中央職業能力開発協会 (以下「協会」という。) において、契約の締結を行う。契約の締結にあたっては、協会と事業実施候補者の双方で契約内容の確認をし、当該協会の契約担	③ 提出方法 直接提出 (持参) とする。 ④ 提出に当たったの注意事項 ア 受付時間は、平日の10時から17時まで (最終日は12時まで) とする。 イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。 ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。 エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。 オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。 カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。 キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 7 事業実施候補者の選定 本要領に基づき提出された企画書等については、厚生労働省が設置する「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務」企画選定委員会において、評価基準に基づく評価を行い、事業実施候補者として1者を選定の上、選定結果は企画書等の応募者に遅滞なく通知する。 8 契約の締結 上記7で選定した事業実施候補者に対して、評価結果通知を通知後、中央職業能力開発協会 (以下「協会」という。) において、契約の締結を行う。契約の締結にあたっては、協会と事業実施候補者の双方で契約内容の確認をし、当該協会の契約担	機構修正案反映③ (誤記修正)

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)	2/20 最終版 (修正青)	機構修正案の反映状況等
当役は、委託の申入れ等必要な手続きを行い、契約候補者から見積書を徴取し、内容の審査を十分に行った上で、契約を締結する。 9 その他 (1) 企画説明書企画書等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 提出された経費内訳書については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することもあり得る。 【本件担当、連絡先】 住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館 15階 担 当：厚生労働省職業能力開発局 能力開発課 計画認定係長 杉森 (すぎもり) 電 話：03-5253-1111 (内線 5929) FAX：03-3502-2630	当役は、委託の申入れ等必要な手続きを行い、契約候補者から見積書を徴取し、内容の審査を十分に行った上で、契約を締結する。 9 その他 (1) 企画書等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 提出された経費内訳書については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することもあり得る。 【本件担当、連絡先】 住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館 15階 担 当：厚生労働省職業能力開発局 能力開発課 計画認定係長 杉森 (すぎもり) 電 話：03-5253-1111 (内線 5929) FAX：03-3502-2630	当役は、委託の申入れ等必要な手続きを行い、契約候補者から見積書を徴取し、内容の審査を十分に行った上で、契約を締結する。 9 その他 (1) 企画書等使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 提出された経費内訳書については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することもあり得る。 【本件担当、連絡先】 住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館 15階 担 当：厚生労働省職業能力開発局 能力開発課 計画認定係長 杉森 (すぎもり) 電 話：03-5253-1111 (内線 5929) FAX：03-3502-2630	機構修正案反映 (表記の適正化)

2 仕様書案

2/19 第3版に対する機構修正案（修正赤）	2/20 第4版（修正赤）、第5版（修正紫）	2/20 第6版（修正青）、2/21 最終版（修正緑）	機構修正案の反映状況
短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書	短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書	短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書	
1 件名 短期集中特別訓練事業（以下「事業」という。）における訓練関連業務 2 事業実施期間 契約日から平成27年3月31日までとする。 3 業務の趣旨・内容 就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などは、仕事をすることで、本来的な能力が不足しているだけでなく、長期間、仕事をしないことにより、長期間の訓練の受講をためらう者もいる。 本事業においては、これらの者等の経験や能力を踏まえ、実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での短期間の訓練機会を提供し、訓練期間中の給付金の支給による生活支援を実施するとともに、公共職業安定所（以下「安定期」という。）が中心となって就職支援を行う短期集中特別訓練事業を緊急人材育成・就職支援基金（以下「基金」という。）により実施することとしている。 また、本事業の実施に当たっては、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などの経験や能力を踏まえ、職業訓練機会を提供するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。 このため、短期集中特別訓練事業における職業訓練（以下「短期訓練」という。）を積極的に推進す	1 件名 短期集中特別訓練事業（以下「事業」という。）における訓練関連業務 2 事業実施期間 契約日から平成27年3月31日までとする。 3 業務の趣旨・内容 就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などは、仕事をすることで、本来的な能力が不足しているだけでなく、長期間、仕事をしないことにより、長期間の訓練の受講をためらう者もいる。 本事業においては、これらの者等の経験や能力を踏まえ、実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での短期間の訓練機会を提供し、訓練期間中の給付金の支給による生活支援を実施するとともに、公共職業安定所（以下「安定期」という。）が中心となって就職支援を行う短期集中特別訓練事業を緊急人材育成・就職支援基金（以下「基金」という。）により実施することとしている。 また、本事業の実施に当たっては、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などの経験や能力を踏まえ、職業訓練機会を提供するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。 このため、短期集中特別訓練事業における職業訓練（以下「短期訓練」という。）を積極的に推進す	1 件名 短期集中特別訓練事業（以下「事業」という。）における訓練関連業務 2 事業実施期間 契約日から平成27年3月31日までとする。 3 業務の趣旨・内容 就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などは、仕事をすることで、本来的な能力が不足しているだけでなく、長期間、仕事をしないことにより、長期間の訓練の受講をためらう者もいる。 本事業においては、これらの者等の経験や能力を踏まえ、実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での短期間の訓練機会を提供し、訓練期間中の給付金の支給による生活支援を実施するとともに、公共職業安定所（以下「安定期」という。）が中心となって就職支援を行う短期集中特別訓練事業を緊急人材育成・就職支援基金（以下「基金」という。）により実施することとしている。 また、本事業の実施に当たっては、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などの経験や能力を踏まえ、職業訓練機会を提供するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。 このため、短期集中特別訓練事業における職業訓練（以下「短期訓練」という。）を積極的に推進す	

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)、第5版 (修正紫)	2/20 第6版 (修正青)、2/21 最終版 (修正緑)	機構修正案の反映状況
るための業務を基金の造成先である中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）から委託して実施するものである。 4 事業の概要 下記5に掲げる委託業務に係る事業の概要について、以下のとおり。 (1) 短期訓練の概要 ① 訓練対象者 訓練対象者は、以下のいずれにも該当するなどの者とする。 ア 安定所に求職申込みをしていること。 イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者でないこと。 ウ 労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めた者であること。 エ 求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講修了後1年未満の者でないこと。 オ 短期訓練を受講修了した者でないこと。 ② 訓練内容 上記①の訓練対象者の経験や能力等を踏まえた訓練とするため、専門実技に重点を置く1ヶ月以上3ヶ月未満の訓練であること。 また、初級コース及び中級コースの設定により、段階を踏みながら能力を習得できるような訓練コースの受講の設定も可能であること。 ア 訓練時間及び訓練期間訓練期間は1か月以上3か月未満であり、訓練内容に照らして適切な期間であること。 訓練時間は1日5～6時間を標準とし、1か月につき原則として100時間以上であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1単位とする場合は1時間と算定して差し支えないこと。	るための業務を基金の造成先である中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）から委託して実施するものである。 4 事業の概要 下記5に掲げる委託業務に係る事業の概要について、以下のとおり。 (1) 短期訓練の概要 ① 訓練対象者 訓練対象者は、以下のいずれにも該当するなどの者とする。 ア 安定所に求職申込みをしていること。 イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者でないこと。 ウ 労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めた者であること。 エ 求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講修了後1年未満の者でないこと。 オ 短期訓練を受講修了した者でないこと。 ② 訓練内容 上記①の訓練対象者の経験や能力等を踏まえた訓練とするため、専門実技に重点を置く1ヶ月以上3ヶ月未満の訓練であること。 また、初級コース及び中級コースの設定により、段階を踏みながら能力を習得できるような訓練コースの受講の設定も可能であること。 ア 訓練時間及び訓練期間訓練期間は1か月以上3か月未満であり、訓練内容に照らして適切な期間であること。 訓練時間は1日5～6時間を標準とし、1か月につき原則として100時間以上であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1単位とする場合は1時間と算定して差し支えないこと。	るための業務を基金の造成先である中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）から委託して実施するものである。 4 事業の概要 下記5に掲げる委託業務に係る事業の概要について、以下のとおり。 (1) 短期訓練の概要 ① 訓練対象者 訓練対象者は、以下のいずれにも該当するなどの者とする。 ア 安定所に求職申込みをしていること。 イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者でないこと。 ウ 労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めた者であること。 エ 求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講修了後1年未満の者でないこと。 オ 短期訓練を受講修了した者でないこと。 ② 訓練内容 上記①の訓練対象者の経験や能力等を踏まえた訓練とするため、専門実技に重点を置く1ヶ月以上3ヶ月未満の訓練であること。 また、初級コース及び中級コースの設定により、段階を踏みながら能力を習得できるような訓練コースの受講の設定も可能であること。 ア 訓練時間及び訓練期間は1か月以上3か月未満であり、訓練内容に照らして適切な期間であること。 訓練時間は1日5～6時間を標準とし、1か月につき原則として100時間以上であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1単位とする場合は1時間と算定して差し支えないこと。	

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)、第5版 (修正紫)	2/20 第6版 (修正青)、2/21 最終版 (修正緑)	機構修正案の反映状況
また、受講生の特性に配慮し、訓練開始初期においては、訓練時間を標準よりも短時間で設定することを可能とし、その場合には、全期間を通じて平均時間が原則として1か月100時間以上となること。 なお、訓練コースとして、初級コース及び中級コースを設定して実施する場合は、それぞれのコースの訓練時間は1か月以上3か月未満であること。 イ 訓練カリキュラム 短期訓練は上記4-4-1①の訓練対象者を対象として実施するものであることから、実技を中心とした訓練カリキュラムであること。㊤ 具体的には、訓練全体の時間数のうち、実技は5割以上、学科は3割以内とすること。 また、企業実習は、実践力を身につける上で必要であることから積極的に設定することとし、設定時間は訓練全体の時間数のうち2割以内とする。 ウ 実施場所 訓練の実施場所は、訓練期間中は原則として同一の場所であること。 ただし、職場見学、職場体験、企業実習等の必要性を認められる場合については、この限りではないこと。 エ 施設設備 短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を配置しており、短期訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備及び備品等を所有若しくは賃貸借契約等により訓練期間中は常に使用できる状態であること。 オ 定員 原則30人以内の受講者定員であること。	また、受講生の特性に配慮し、訓練開始初期においては、訓練時間を標準よりも短時間で設定することを可能とし、その場合には、全期間を通じて平均時間が原則として1か月100時間以上となること。 なお、訓練コースとして、初級コース及び中級コースを設定して実施する場合は、それぞれのコースの訓練時間は1か月以上3か月未満であること。 イ 訓練カリキュラム 短期訓練は上記①の訓練対象者を対象として実施するものであることから、実技を中心とした訓練カリキュラムであること。㊤ 具体的には、訓練全体の時間数のうち、実技は5割以上、学科は3割以内とすること。 また、企業実習は、実践力を身につける上で必要であることから積極的に設定することとし、設定時間は訓練全体の時間数のうち2割以内とする。 ウ 実施場所 訓練の実施場所は、訓練期間中は原則として同一の場所であること。 ただし、職場見学、職場体験、企業実習等の必要性を認められる場合については、この限りではないこと。 エ 施設設備 短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を配置しており、短期訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備及び備品等を所有若しくは賃貸借契約等により訓練期間中は常に使用できる状態であること。 オ 定員 原則30人以内の受講者定員であること。	また、受講生の特性に配慮し、訓練開始初期においては、訓練時間を標準よりも短時間で設定することを可能とし、その場合には、全期間を通じて平均時間が原則として1か月100時間以上となること。 なお、訓練コースとして、初級コース及び中級コースを設定して実施する場合は、それぞれのコースの訓練時間は1か月以上3か月未満であること。 イ 訓練カリキュラム 短期訓練は上記①の訓練対象者を対象として実施するものであることから、実技を中心とした訓練カリキュラムであること。 具体的には、訓練全体の時間数のうち、実技は5割以上、学科は3割以内とすること。 また、企業実習は、実践力を身につける上で必要であることから積極的に設定することとし、設定時間は訓練全体の時間数のうち2割以内とする。 ウ 実施場所 訓練の実施場所は、訓練期間中は原則として同一の場所であること。 ただし、職場見学、職場体験、企業実習等の必要性を認められる場合については、この限りではないこと。 エ 施設設備 短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者（以下「講師」という。）及び運営・管理担当者を配置しており、短期訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備及び備品等を所有若しくは賃貸借契約等により訓練期間中は常に使用できる状態であること。 オ 定員 原則30人以内の受講者定員であること。	機構修正案反映（第4版） （表記の適正化）㊤

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)、第5版 (修正紫)	2/20 第6版 (修正青)、2/21 最終版 (修正緑)	機構修正案の反映状況
(2) 短期訓練実施訓練奨励金 (以下「奨励金」という。) の概要 短期訓練の訓練機会の確保に資するため、実施機関に対して、訓練受講者の数に応じて奨励金を支給する。奨励金は、訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答日の前日までの区切られた各1か月 (以下「算定基礎月」という。) において、訓練に出席した受講者の数 (安定所長の受講あっせんを受けた者に限る。) に、月額12万円を乗じて得た額を支給するものとする。㉔ 5 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を協会からの委託により実施する。 (1) 短期訓練に係る認定数の管理、実施機関の開拓及び訓練コース設定等の援助 ① モデルカリキュラムの作成、普及、助言及び指導 短期訓練の実施にあたっては、特に上記4 (1) ①の訓練対象者に対して効果的に習得するための訓練モデルカリキュラムの重点訓練分野(※) (以下「重点分野」という。) を中心に作成し、広く業界団体に周知する必要がある。㉕ このため、重点分野の業界団体等へのヒアリングを行い、業界毎にモデルカリキュラムを作成すること。 また、作成したモデルカリキュラムを広く普及するため、使用する教材、課題、評価シートの作成に向けた助言、支援を行うこと。併せて、当該訓練を担当する訓練指導者を養成する講習会等を必要に応じて開催すること。 ※ ビルクーリーニング・設備管理、警備、介護補助、調理補助 等	(2) 短期訓練実施訓練奨励金 (以下「奨励金」という。) の概要 短期訓練の訓練機会の確保に資するため、実施機関に対して、訓練受講者の数に応じて奨励金を支給する。奨励金は、訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答日の前日までの区切られた各1か月 (以下「算定基礎月」という。) において、訓練に出席した受講者の数 (安定所長の受講あっせんを受けた者に限る。) に、月額12万円を乗じて得た額を支給するものとする。㉔ 5 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を協会からの委託により実施する。 (1) 短期訓練に係る認定数の管理、実施機関の開拓及び訓練コース設定等の援助 ① モデルカリキュラムの作成、普及、助言及び指導 短期訓練の実施にあたっては、特に上記4 (1) ①の訓練対象者に対して効果的に習得するための訓練モデルカリキュラムの重点訓練分野(※) (以下「重点分野」という。) を中心に作成し、広く業界団体に周知する必要がある。㉕ このため、重点分野の業界団体等へのヒアリングを行い、業界毎にモデルカリキュラムを作成すること。 また、作成したモデルカリキュラムを広く普及するため、使用する教材、課題、評価シートの作成に向けた助言、支援を行うため、当該カリキュラムに係る説明会 (訓練を担当する訓練指導者を養成する講習会等を含む) を必要に応じて開催すること。 ※ ビルクーリーニング・設備管理、警備、介護補助、調理補助 等	(2) 短期訓練実施訓練奨励金 (以下「奨励金」という。) の概要 短期訓練の訓練機会の確保に資するため、実施機関に対して、訓練受講者の数に応じて奨励金を支給する。奨励金は、訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答日の前日までの区切られた各1か月 (以下「算定基礎月」という。) において、訓練に出席した受講者の数 (安定所長の受講あっせんを受けた者に限る。) に、月額12万円を乗じて得た額を支給するものとする。 5 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を協会からの委託により実施する。 (1) 短期訓練に係る認定数の管理、実施機関の開拓及び訓練コース設定等の援助 ① モデルカリキュラムの作成、普及、助言及び指導 短期訓練の実施にあたっては、特に上記4 (1) ①の訓練対象者に対して効果的に習得するための訓練モデルカリキュラムの重点訓練分野(※) (以下「重点分野」という。) を中心に作成し、広く業界団体に周知する必要がある。 このため、重点分野の業界団体等へのヒアリングを行い、業界毎にモデルカリキュラムを作成すること。 また、作成したモデルカリキュラムを広く普及するため、使用する教材、課題、評価シートの作成に向けた助言、支援を行うため、当該カリキュラムに係る説明会 (訓練を担当する訓練指導者を養成する講習会等を含む) を必要に応じて開催すること。 ※ ビルクーリーニング・設備管理、警備、介護補助、調理補助 等	機構修正案反映 (第4版) (表記の適正化) ㉔ 機構修正案反映 (第4版) (表記の適正化) ㉕

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)、第5版 (修正紫)	2/20 第6版 (修正青)、2/21 最終版 (修正緑)	機構修正案の反映状況
② 訓練実施計画数の管理及び実施機関の確保等 ア 訓練実施計画数の管理及び実施機関の開拓 平成26年度末までに3.2万人分の短期訓練が実施されるよう、国が示す都道府県別の訓練実施計画数に基づき、都道府県毎に毎月の訓練開拓目標数を設定の上、訓練件数の適切な管理及び開拓に努めること。 また、重点分野の団体及び実施機関に対して、短期訓練の実施を積極的に働きかけ、実施機関を開拓すること。 なお、実施機関の開拓に当たっては、以下の(7)～(1)を踏まえて行うこと。 (7) 開拓にあたっては、重点分野を中心としつつ各地域内の求人及び求職者の動向等を勘案して、求職者の応募・就職が見込まれる職種、定員及び実施時期等を配慮して行うこと。 (1) 都道府県別の訓練実施計画数を踏まえ、計画的な開拓を行うこと。 (7) 可能な限り直接、実施機関を訪問すること。 (1) 開拓等にあたっては、奨励金の説明を併せて行い、訓練の積極的な取組を促進すること。 イ 訓練コースの設定等に対する相談援助 (7) 短期訓練の実施を希望する実施機関等に対して、短期訓練のモデルカリキュラムの説明・提供及び訓練計画の作成に関する相談援助を行うこと。 また、実施機関から個別のカリキュラムに係る相談等があった場合は、個々の実施機関ごとにカリキュラムの作成に係る助言・援助を行うこと。 (1) 実施機関が設定する訓練コースにあつては、訓練機関等のそれぞれの特性に応じて、介護・福祉、警備等の受講ニーズや就職の実現性の高い分野の職業に求められるスキルを中心として、地域や業界の人材ニーズに対応して再就職に資することのできる訓練コースの設定に努めるものであること。	② 訓練実施計画数の管理及び実施機関の確保等 ア 訓練実施計画数の管理及び実施機関の開拓 平成26年度末までに3.2万人分の短期訓練が実施されるよう、国が示す都道府県別の訓練実施計画数に基づき、都道府県毎に毎月の訓練開拓目標数を設定の上、訓練件数の適切な管理及び開拓に努めること。 また、重点分野の団体及び実施機関に対して、短期訓練の実施を積極的に働きかけ、実施機関を開拓すること。 なお、実施機関の開拓に当たっては、以下の(7)～(1)を踏まえて行うこと。 (7) 開拓にあたっては、重点分野を中心としつつ各地域内の求人及び求職者の動向等を勘案して、求職者の応募・就職が見込まれる職種、定員及び実施時期等を配慮して行うこと。 (1) 都道府県別の訓練実施計画数を踏まえ、計画的な開拓を行うこと。 (7) 可能な限り直接、実施機関を訪問すること。 (1) 開拓等にあたっては、奨励金の説明を併せて行い、訓練の積極的な取組を促進すること。 イ 訓練コースの設定等に対する相談援助 (7) 短期訓練の実施を希望する実施機関等に対して、短期訓練のモデルカリキュラムの説明・提供及び訓練計画の作成に関する相談援助を行うこと。 また、実施機関から個別のカリキュラムに係る相談等があった場合は、個々の実施機関ごとにカリキュラムの作成に係る助言・援助を行うこと。 (1) 実施機関が設定する訓練コースにあつては、訓練機関等のそれぞれの特性に応じて、介護・福祉、警備等の受講ニーズや就職の実現性の高い分野の職業に求められるスキルを中心として、地域や業界の人材ニーズに対応して再就職に資することのできる訓練コースの設定に努めるものであること。	② 訓練実施計画数の管理及び実施機関の確保等 ア 訓練実施計画数の管理及び実施機関の開拓 平成26年度末までに3.2万人分の短期訓練が実施されるよう、国が示す都道府県別の訓練実施計画数に基づき、都道府県毎に毎月の訓練開拓目標数を設定の上、訓練件数の適切な管理及び開拓に努めること。 また、重点分野の団体及び実施機関に対して、短期訓練の実施を積極的に働きかけ、実施機関を開拓すること。 なお、実施機関の開拓に当たっては、以下の(7)～(1)を踏まえて行うこと。 (7) 開拓にあたっては、重点分野を中心としつつ各地域内の求人及び求職者の動向等を勘案して、求職者の応募・就職が見込まれる職種、定員及び実施時期等を配慮して行うこと。 (1) 都道府県別の訓練実施計画数を踏まえ、計画的な開拓を行うこと。 (7) 可能な限り直接、実施機関を訪問すること。 (1) 開拓等にあたっては、奨励金の説明を併せて行い、訓練の積極的な取組を促進すること。 イ 訓練コースの設定等に対する相談援助 (7) 短期訓練の実施を希望する実施機関等に対して、短期訓練のモデルカリキュラムの説明・提供及び訓練計画の作成に関する相談援助を行うこと。 また、実施機関から個別のカリキュラムに係る相談等があった場合は、個々の実施機関ごとにカリキュラムの作成に係る助言・援助を行うこと。 (1) 実施機関が設定する訓練コースにあつては、訓練機関等のそれぞれの特性に応じて、介護・福祉、警備等の受講ニーズや就職の実現性の高い分野の職業に求められるスキルを中心として、地域や業界の人材ニーズに対応して再就職に資することのできる訓練コースの設定に努めるものであること。	

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)、第5版 (修正紫)	2/20 第6版 (修正青)、2/21 最終版 (修正緑)	機構修正案の反映状況
こと。 また、以下のa～eの手法等を単独又は組み合わせで採ることにより、多様な訓練コースの設定が行われるように努めるものであること。 a 訓練施設内外において、教室、設備又は講師を確保した上で職業訓練を実施するもの。 b 実施機関に対して予めモデルカリキュラムを示し、当該カリキュラムを踏まえた新たに訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。 c 実施機関が現在行っている訓練内容について、必要な場合は一定の修正を加えた上で、職業訓練を実施するもの。 d 実施機関が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。 e 事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。	こと。 また、以下のa～eの手法等を単独又は組み合わせで採ることにより、多様な訓練コースの設定が行われるように努めるものであること。 a 訓練施設内外において、教室、設備又は講師を確保した上で職業訓練を実施するもの。 b 実施機関に対して予めモデルカリキュラムを示し、当該カリキュラムを踏まえた新たに訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。 c 実施機関が現在行っている訓練内容について、必要な場合は一定の修正を加えた上で、職業訓練を実施するもの。 d 実施機関が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。 e 事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。	こと。 また、以下のa～eの手法等を単独又は組み合わせで採ることにより、多様な訓練コースの設定が行われるように努めるものであること。 a 訓練施設内外において、教室、設備又は講師を確保した上で職業訓練を実施するもの。 b 実施機関に対して予めモデルカリキュラムを示し、当該カリキュラムを踏まえた新たに訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。 c 実施機関が現在行っている訓練内容について、必要な場合は一定の修正を加えた上で、職業訓練を実施するもの。 d 実施機関が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。 e 事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。	
(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定 ① 訓練計画の認定に係る事前審査 実施機関から訓練計画の認定申請があった場合は、認定申請書及びその添付書類を受理し、別途定める認定基準に基づく審査の上、別途指定する報告書により審査結果を遅滞なく協会の報告すること。 ② 就職実績低調な短期訓練に対する措置 事業実施期間内に実施機関において実施した訓練コースの就職率が30%未満となった等の場合であって、当該実施機関がその後、同種の訓練コースの実施を予定しているときには、訓練就職率が向上するよう、訓練計画の見直し及び就制の整備等に関して改善指導・助言を行い、必要	(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定 ① 訓練計画の認定に係る事前審査 実施機関から訓練計画の認定申請があった場合は、認定申請書及びその添付書類を受理し、別途定める認定基準に基づく審査の上、別途指定する報告書により審査結果を遅滞なく協会の報告すること。 ② 就職実績低調な短期訓練に対する措置 事業実施期間内に実施機関において実施した訓練コースの就職率が30%未満となった等の場合であって、当該実施機関がその後、<u>同一分野に係る</u>訓練コースの実施を予定しているときには、訓練就職率が向上するよう、訓練計画の見直し及び就職支援体制の整備等に関して改善指導・助言を	(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定 ① 訓練計画の認定に係る事前審査 実施機関から訓練計画の認定申請があった場合は、認定申請書及びその添付書類を受理し、別途定める認定基準に基づく審査の上、別途指定する報告書により審査結果を遅滞なく協会の報告すること。 ② 就職実績低調な短期訓練に対する措置 事業実施期間内に実施機関において実施した訓練コースの就職率が30%未満となった等の場合であって、当該実施機関がその後、同一分野に係る訓練コースの実施を予定しているときには、訓練就職率が向上するよう、訓練計画の見直し及び就職支援体制の整備等に関して改善指導・助言を行	機構コメントを踏まえた修正 (第4版) <u>Q</u> (実質修正)

2/19 第3版に対する機構修正案（修正赤） に応じて改善計画を提出させること。 なお、当該実施機関が実施する同一の都道府県の区域内の2コース以上の訓練において、実施した訓練コースの就職率が30%未満となった場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。 コメント⑩ 「同種の訓練コース2コース以上」等の記載としない場合、認定申請を行えなくなる可能性が高くなると思いますが、このままの記載でよろしいでしょうか。	2/20 第4版（修正赤）、第5版（修正紫） 行い、必要に応じて改善計画を提出させること。 なお、当該実施機関が実施する同一分野に係る都道府県の区域内の2コース以上の訓練において、実施した訓練コースの就職率が30%未満となった場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。	2/20 第6版（修正青）、2/21 最終版（修正緑） い、必要に応じて改善計画を提出させること。 なお、当該実施機関が実施する同一分野に係る都道府県の区域内の2コース以上の訓練において、実施した訓練コースの就職率が30%未満となった場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。	機構修正案の反映状況
③ 訓練情報の提供 協会において訓練計画の認定がされた短期訓練コースの情報については、受講対象者の条件（何ができるかの条件）、訓練により習得できる内容（できるようになる事柄の内容）、訓練受講者が受けることのできる就職支援の内容、自己負担の内容・金額の用途（受験料、自己の所有に帰属する教材費の経費等）などの情報を予め明示するため、一覧表等に取りまとめの上、都道府県労働局に対して提供すること。	③ 訓練情報の提供 協会において訓練計画の認定がされた短期訓練コースの情報については、受講対象者の条件（何ができるかの条件）、訓練により習得できる内容（できるようになる事柄の内容）、訓練受講者が受けることのできる就職支援の内容、自己負担の内容・金額の用途（受験料、自己の所有に帰属する教材費の経費等）などの情報を予め明示するため、一覧表等に取りまとめの上、都道府県労働局に対して提供すること。	③ 訓練情報の提供 協会において訓練計画の認定がされた短期訓練コースの情報については、受講対象者の条件（何ができるかの条件）、訓練により習得できる内容（できるようになる事柄の内容）、訓練受講者が受けることのできる就職支援の内容、自己負担の内容・金額の用途（受験料、自己の所有に帰属する教材費の経費等）などの情報を予め明示するため、一覧表等に取りまとめの上、都道府県労働局に対して提供すること。	④ 訓練実施状況等の確認・報告 ア 訓練実施状況の確認 訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の訓練期間中におおむね月1回を目途に訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。 なお、調査において疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要な対応を行うこと。 イ 就職状況等の確認・報告 訓練修了者及び就職のための中退者（以下「訓練修了者等」という。）の就職状況等について、訓練修了後、必要に応じて、訓練修了者等に対して、就職状況等の確認・報告を行うこと。
④ 訓練実施状況等の確認・報告 ア 訓練実施状況の確認 訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の訓練期間中におおむね月1回を目途に訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。 なお、調査において疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要な対応を行うこと。 イ 就職状況等の確認・報告 訓練修了者及び就職のための中退者（以下「訓練修了者等」という。）の就職状況等について、訓練修了後、必要に応じて、訓練修了者等に対して、就職状況等の確認・報告を行うこと。	④ 訓練実施状況等の確認・報告 ア 訓練実施状況の確認 訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の訓練期間中におおむね月1回を目途に訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。 なお、調査において疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要な対応を行うこと。 イ 就職状況等の確認・報告 訓練修了者及び就職のための中退者（以下「訓練修了者等」という。）の就職状況等について、訓練修了後、必要に応じて、訓練修了者等に対して、就職状況等の確認・報告を行うこと。	④ 訓練実施状況等の確認・報告 ア 訓練実施状況の確認 訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の訓練期間中におおむね月1回を目途に訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。 なお、調査において疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要な対応を行うこと。 イ 就職状況等の確認・報告 訓練修了者及び就職のための中退者（以下「訓練修了者等」という。）の就職状況等について、訓練修了後、必要に応じて、訓練修了者等に対して、就職状況等の確認・報告を行うこと。	④ 訓練実施状況等の確認・報告 ア 訓練実施状況の確認 訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の訓練期間中におおむね月1回を目途に訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。 なお、調査において疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要な対応を行うこと。 イ 就職状況等の確認・報告 訓練修了者及び就職のための中退者（以下「訓練修了者等」という。）の就職状況等について、訓練修了後、必要に応じて、訓練修了者等に対して、就職状況等の確認・報告を行うこと。

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)、第5版 (修正紫)	2/20 第6版 (修正青)、2/21 最終版 (修正緑)	機構修正案の反映状況
練修了者等」という。)の訓練修了後3か月以内の就職状況(就職のための中途者の場合は、中途時の就職状況)について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて実施機関に把握・報告させること。 (3) 奨励金の支給審査 ① 奨励金の支給申請書等の受付及び事前審査等 実施機関から奨励金支給申請書等が提出されたときは、その記載事項及び添付書類の有無を確認のうえ受付し、所要の事前審査を行い、訓練認定審査結果等を協会に遅滞なく送付すること(訓練認定審査結果等は、別途指定する日までに確実な方法により協会に送付すること)。 ② 実施機関に対する指導等 上記①の奨励金の支給申請等について、実施機関が必要な書類の提出、または調査及び報告への協力に応じない場合、事業の適切な実施の確保を図るため、実施機関に対して必要な指導等を行うこと。 ③ 奨励金等に係る不正行為に関する調査 奨励金及び訓練の実施の申請等に関して、不正行為が行われていないか、<u>5</u>上記(2)④アにより、訓練実施状況等の確認を行うこととしているが、より厳格に不正に関する調査を行う観点から、別途定める基準に従い、抜き打ちによる調査を実施すること。<u>⑤</u> (4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施 実施機関におけるキャリア・コンサルタント<u>コ</u>ンサルティング<u>⑥</u>及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援員(※)を採用すること。 実施機関において登録キャリア・コンサルタント	練修了者等」という。)の訓練修了後3か月以内の就職状況(就職のための中途者の場合は、中途時の就職状況)について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて実施機関に把握・報告させること。 (3) 奨励金の支給審査 ① 奨励金の支給申請書等の受付及び事前審査等 実施機関から奨励金支給申請書等が提出されたときは、その記載事項及び添付書類の有無を確認のうえ受付し、所要の事前審査を行い、訓練認定審査結果等を協会に遅滞なく送付すること(訓練認定審査結果等は、別途指定する日までに確実な方法により協会に送付すること)。 ② 実施機関に対する指導等 上記①の奨励金の支給申請等について、実施機関が必要な書類の提出、または調査及び報告への協力に応じない場合、事業の適切な実施の確保を図るため、実施機関に対して必要な指導等を行うこと。 ③ 奨励金等に係る不正行為に関する調査 奨励金及び訓練の実施の申請等に関して、不正行為が行われていないか、5(2)④アにより、訓練実施状況等の確認を行うこととしているが、より厳格に不正に関する調査を行う観点から、別途定める基準に従い、抜き打ちによる調査を実施すること。 (4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施 実施機関におけるキャリア・<u>コンサルティング</u><u>⑦</u>及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援員(※)を採用すること。 実施機関において登録キャリア・コンサルタント	練修了者等」という。)の訓練修了後3か月以内の就職状況(就職のための中途者の場合は、中途時の就職状況)について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて実施機関に把握・報告させること。 (3) 奨励金の支給審査 ① 奨励金の支給申請書等の受付及び事前審査等 実施機関から奨励金支給申請書等が提出されたときは、その記載事項及び添付書類の有無を確認のうえ受付し、所要の事前審査を行い、訓練認定審査結果等を協会に遅滞なく送付すること(訓練認定審査結果等は、別途指定する日までに確実な方法により協会に送付すること)。 ② 実施機関に対する指導等 上記①の奨励金の支給申請等について、実施機関が必要な書類の提出、または調査及び報告への協力に応じない場合、事業の適切な実施の確保を図るため、実施機関に対して必要な指導等を行うこと。 ③ 奨励金等に係る不正行為に関する調査 奨励金及び訓練の実施の申請等に関して、不正行為が行われていないか、5(2)④アにより、訓練実施状況等の確認を行うこととしているが、より厳格に不正に関する調査を行う観点から、別途定める基準に従い、抜き打ちによる調査を実施すること。<u>⑧</u> (4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施 実施機関におけるキャリア・コンサルティング<u>⑨</u>及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援員(※)を採用すること。 実施機関において登録キャリア・コンサルタント	機構修正案の反映状況 反映されず(第4版) (表記の適正化) <u>⑧</u> 機構修正案反映(第4版) (表記の適正化) <u>⑨</u>

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)、第5版 (修正紫)	2/20 第6版 (修正青)、2/21 最終版 (修正緑)	機構修正案の反映状況
トが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルティングの実施体制が整っていない場合にあっては、能力開発支援員はキャリア・コンサルティングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を行うこと。また、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するなど、受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。 なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。 (※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。	トが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルティングの実施体制が整っていない場合にあっては、能力開発支援員はキャリア・コンサルティングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を行うこと。また、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するなど、受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。 なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。 (※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。	トが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルティングの実施体制が整っていない場合にあっては、能力開発支援員はキャリア・コンサルティングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を行うこと。また、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するなど、受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。 なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。 (削除)	
(5) 当該事業を実施するための労働局等との調整 ① 都道府県労働局 (安定所) との連携による求職者への情報提供 短期訓練情報について、都道府県労働局 (安定所) と連携して求職者に示すこと。	(5) 当該事業を実施するための労働局等との調整 ① 都道府県労働局 (安定所) との連携による求職者への情報提供 短期訓練情報について、(2)③の一覧表や実施機関が作成した訓練コースのパンフレット等を活用し、都道府県労働局 (安定所) と連携して求職者に示すこと。	(5) 当該事業を実施するための労働局等との調整 ① 都道府県労働局 (安定所) との連携による求職者への情報提供 短期訓練情報について、(2)③の一覧表や実施機関が作成した訓練コースのパンフレット等を活用し、都道府県労働局 (安定所) を通じて求職者に示すこと。	
② 不正に係る調査の都道府県労働局との連携等 上記5 (2)④ア及び5 (3)③の不正に係る調査において、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった場合は、都道府県労働局と連携の上、必要な調査を行い、その結果を協会に報告すること。	② 不正に係る調査の都道府県労働局との連携等 上記5 (2)④ア及び5 (3)③の不正に係る調査において、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった場合は、都道府県労働局と連携の上、必要な調査を行い、その結果を協会に報告すること。	② 不正に係る調査の都道府県労働局との連携等 上記5 (2)④ア及び5 (3)③の不正に係る調査において、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった場合は、都道府県労働局と連携の上、必要な調査を行い、その結果を協会に報告すること。	
(6) その他、当該事業を実施するための労働局等の調整 ① 積極的な周知広報 本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、ポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リーフレットの配布等により、短期訓練、奨励金等の内容	(6) その他、当該事業を実施するための労働局等の調整 ① 積極的な周知広報 本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、ポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リーフレットの配布等により、短期訓練、奨励金等の内容	(6) その他、当該事業を実施するための労働局等の調整 ① 積極的な周知広報 本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、ポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リーフレットの配布等により、短期訓練、奨励金等の内容に	機構修正案反映 (第4版)

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)、第5版 (修正紫)	2/20 第6版 (修正青)、2/21 最終版 (修正緑)	機構修正案の反映状況
内容について、幅広く周知広報すること。 ② 支援拠点となる都道府県支部の設置 上記⑤(1)④～(5)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に隈無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部 (以下、「支部」という。) ①が設置されていること。 また、各都道府県支部には、統括マネージャー、訓練実施指導員を配置すること。 支部の設置、並びに統括マネージャー、訓練実施指導員及び職業能力開発支援員①の配置にあたっては、以下のア～カを踏まえ、設置及び配置すること。 ア 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。 イ 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することのできるスペースを確保すること。 ウ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり5日以上 (祝日等がある週については5日から祝日等を除いた日数以上)、1日当たり概ね8時間以上とすること。 エ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。 オ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する訓練実施指導員を配置すること。支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。 カ 上記⑤(4)④の実施機関のキャリア・コンサルティングの支援として、外部キャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあっては、原則として能力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタント	について、幅広く周知広報すること。 ② 支援拠点となる都道府県支部の設置 上記①④～(5)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に隈無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部 (以下「支部」という。) ①が設置されていること。 また、各都道府県支部には、業務④統括マネージャー、訓練実施指導員を配置すること。 支部の設置、並びに業務④統括マネージャー、訓練実施指導員及び能力開発支援員①の配置にあたっては、以下のア～カを踏まえ、設置及び配置すること。 ア 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。 イ 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することのできるスペースを確保すること。 ウ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり5日以上 (祝日等がある週については5日から祝日等を除いた日数以上)、1日当たり概ね8時間以上とすること。 エ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。 オ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する訓練実施指導員を配置すること。支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。 カ 上記④④の実施機関のキャリア・コンサルティングの支援として、外部キャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあっては、原則として能力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタント	について、幅広く周知広報すること。 ② 支援拠点となる都道府県支部の設置 上記①(1)～(5)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に隈無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部 (以下「支部」という。) が設置されていること。 また、各都道府県支部には、業務統括マネージャー、訓練実施指導員を配置すること。 支部の設置、並びに業務統括マネージャー、訓練実施指導員及び能力開発支援員の配置にあたっては、以下のア～カを踏まえ、設置及び配置すること。 ア 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。 イ 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することのできるスペースを確保すること。 ウ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり5日以上 (祝日等がある週については5日から祝日等を除いた日数以上)、1日当たり概ね8時間以上とすること。 エ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。 オ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する訓練実施指導員を配置すること。支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。 カ 上記④④の実施機関のキャリア・コンサルティングの支援として、外部キャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあっては、原則として能力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、キャリア・コンサルティング技能	機構修正案の反映状況 (表記の適正化) ⑥ 機構修正案反映 (第4版) (表記の適正化) ④ 機構修正案反映 (第4版) (表記の適正化) ① 機構修正案反映 (その1) の④③を反映(第4版)) (表記の適正化) ④③ 機構修正案反映 (第4版) (表記の適正化) ④ 機構修正案反映 (第4版) (表記の適正化) ④

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)、第5版 (修正紫)	2/20 第6版 (修正青)、2/21 最終版 (修正緑)	機構修正案の反映状況
トであることが望ましいこと。 なお、㊦支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。 コメント 上記オと平仄を揃えました。 (上記オはなお書ではありません。)	であることが望ましいこと。 ㊦支部毎の配置数は、訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。	士又はキャリア形成促進助成金対象キャリア・コンサルタント能力評価試験合格者等資格を有した登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。 支部毎の配置数は、訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。	機構修正案反映 (第4版) (表記の適正化) ㊦
6 事業委託予定額 2,000,035千円 (消費税を含む)	6 事業委託予定額 2,000,035千円 (消費税を含む)	6 事業委託予定額 2,000,035千円 (消費税を含む)	
7 留意事項等 (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。 (2) 「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとする。	7 留意事項等 (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。 (2) 「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとする。	7 留意事項等 (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。 (2) 「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとする。	
(3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省(労働局・安定所)及び協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、協会に協議すること。	(3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省(労働局・安定所)及び協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、協会に協議すること。	(3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省(労働局・安定所)及び協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、協会に協議すること。	
(4) 本公示において、本事業の実施期間は、平成27年3月31日までに開講する訓練に係る関係業務が終了するまでの実施を予定しているものであること。	(4) 本公示において、本事業の実施期間は、平成27年3月31日までに開講する訓練に係る関係業務が終了するまでの実施を予定しているものであること。	(4) 本公示において、本事業の実施期間は、平成27年3月31日までに開講する訓練に係る関係業務が終了するまでの実施を予定しているものであること。	
8 企画書作成上の留意点 企画書には仕様書にある本業務の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込むこと。	8 企画書作成上の留意点 企画書には仕様書にある本業務の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込むこと。	8 企画書作成上の留意点 企画書には仕様書にある本業務の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込むこと。	

2/19 第3版に対する機構修正案 (修正赤)	2/20 第4版 (修正赤)、第5版 (修正紫)	2/20 第6版 (修正青)、2/21 最終版 (修正緑)	機構修正案の反映状況
(1) 本業務の実施スケジュール (2) 本業務を実施するための実施手順、方法 (3) 本業務を迅速かつ円滑に進めるための提案 (4) 本業務の効果を高めるために考えられること (5) トラブルへの対処手法	(1) 本業務の実施スケジュール (2) 本業務を実施するための実施手順、方法 (3) 本業務を迅速かつ円滑に進めるための提案 (4) 本業務の効果を高めるために考えられること (5) トラブルへの対処手法	(1) 本業務の実施スケジュール (2) 本業務を実施するための実施手順、方法 (3) 本業務を迅速かつ円滑に進めるための提案 (4) 本業務の効果を高めるために考えられること (5) トラブルへの対処手法	